

持続可能な地方行政について

令和8年8月7日(金)

総務省大臣官房審議官(地方行政・個人番号制度、地方公務員制度、選挙担当)

植田 昌也

本日のおはなし

1. 「2040研究会」(2017－18)以降の取組と現在地
2. 「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」での議論
3. 各地域の取組事例
4. 「第34次地方制度調査会」での議論
5. 地方の官公需における価格転嫁

人口減少下における地方行政の持続可能性を向上させるための取組(H29～R7)

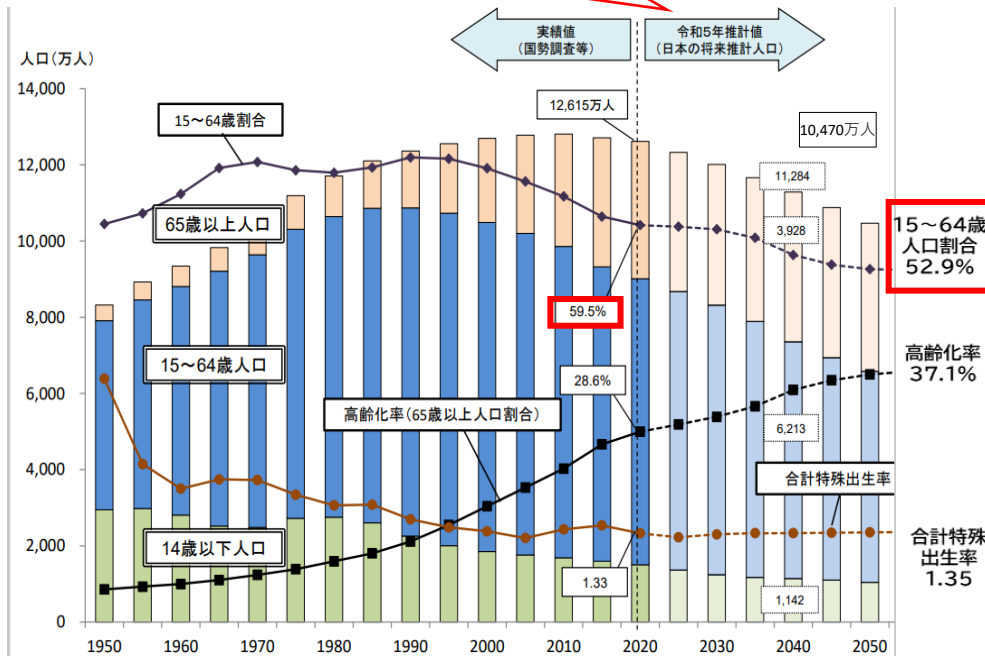
		DX	自治体間連携	公共私連携
2018年 (H30)	自治体戦略2040構想研究会 第2次報告	・スマート自治体化 (情報システム標準化/AI等活用)	・圏域マネジメント ・二層制の柔軟化	・プラットフォーム構築
2019年 (R元)	スマート自治体研究会(※) 報告書 ※ 正式名称:「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化 及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会」	・スマート自治体化 (情報システム標準化/AI等活用)	原則① 行政手続を紙から電子へ 原則② 行政アプリケーションを自前調達式からサービス利用式へ 原則③ 自治体もベンダも、守りの分野から攻めの分野へ	
2020年 (R2)	第32次地方制度調査会 答申	・地方行政のデジタル化 (情報システム標準化/AI等活用)	・「地域の未来予測」を活用した連携	・プラットフォーム構築 ・地縁団体制度再構築
2021年 (R3)	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律 (地方公共団体情報システム標準化法) 制定	・情報システム標準化	政令で定める標準化対象事務(住民記録、選挙人名簿管理等)について、国が情報システムの標準化のための基準を定め、自治体に当該基準に適合した情報システムの利用を義務付ける	
	令和3年地方自治法 改正 (第11次地方分権一括法)		不動産等の保有(保有予定)の有無にかかわらず、幅広い地域活動を行う地縁による団体が、市町村長の認可により法人格を取得することを可能とする	・認可地縁団体制度の見直し
2022年 (R4)	地域コミュニティに関する研究会 報告書	・地域活動のデジタル化		・行政協力業務の棚卸し
2023年 (R5)	第33次地方制度調査会 答申	・共通基盤等の整備 ・情報セキュリティの確保 ・デジタル人材の確保・育成等	・「地域の未来予測」を活用した連携	・連携・協力の取組を深化 (プラットフォームの法制化)
2024年 (R6)	令和6年地方自治法 改正	・情報システム利用の最適化 ・サイバーセキュリティ確保 ・公金収納へのeLTAX活用	自治体はサイバーセキュリティの確保のための方針を定め、方針に基づき必要な措置を講じ、総務大臣は、当該方針策定等のための指針を示す	・「指定地域共同活動団体」 制度の創設
2025年 (R7)	持続可能な地方行財政のあり方に関する 研究会 報告書	「検討の視点」に基づく個別事務の処理方法見直しの検討(都道府県が市町村を支援) 国・都道府県・市町村間の役割分担の変更等の制度見直し		

将来の人口推計

- 日本の人口は、2023年時点の推計で、2020年(12,615万人)から**2050年(約10,470万人)にかけて約2,150万人減少**する見込みであり、生産活動を中心となって支える**15～64歳の人口割合は、約7%減少し52.9%**となる見込み。
- **出生数は想定を上回るペースで減少**しており、今後、**労働の中核的な担い手が急速に減少**することが見込まれる。

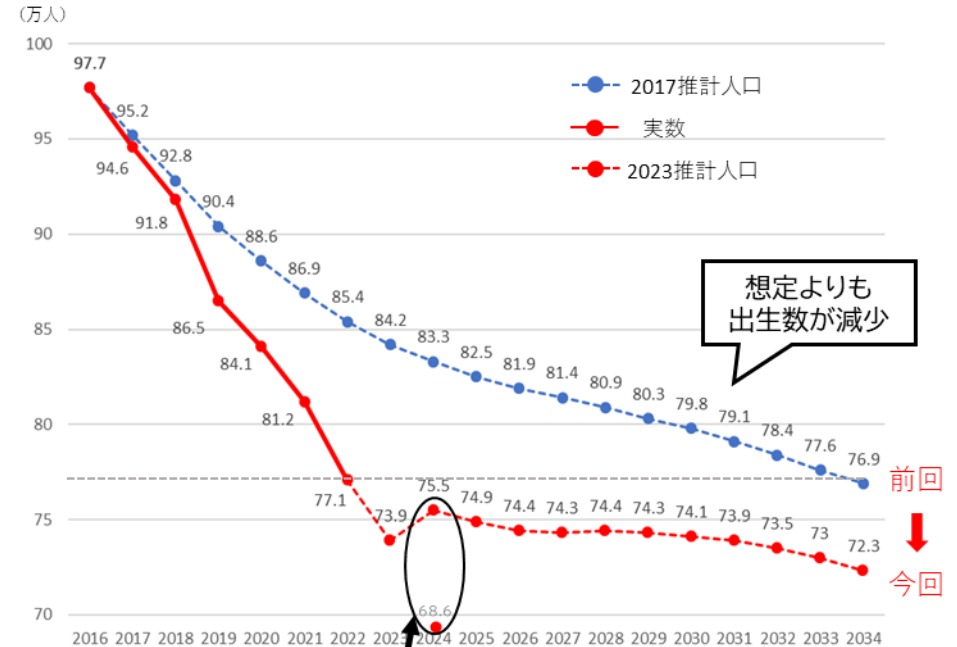
■日本の将来人口推計(実績と推計)

令和7年国勢調査(速報)では、令和7年10月1日現在の人口は1億2,305万人であり、2020年(令和2年)に比べ、**309万7千人減少(2.5%減)**し、**減少幅は過去最大**



(備考)「第3回社会保障審議会年金部会」資料を一部加工

■日本人の出生数の動向(実績と推計)



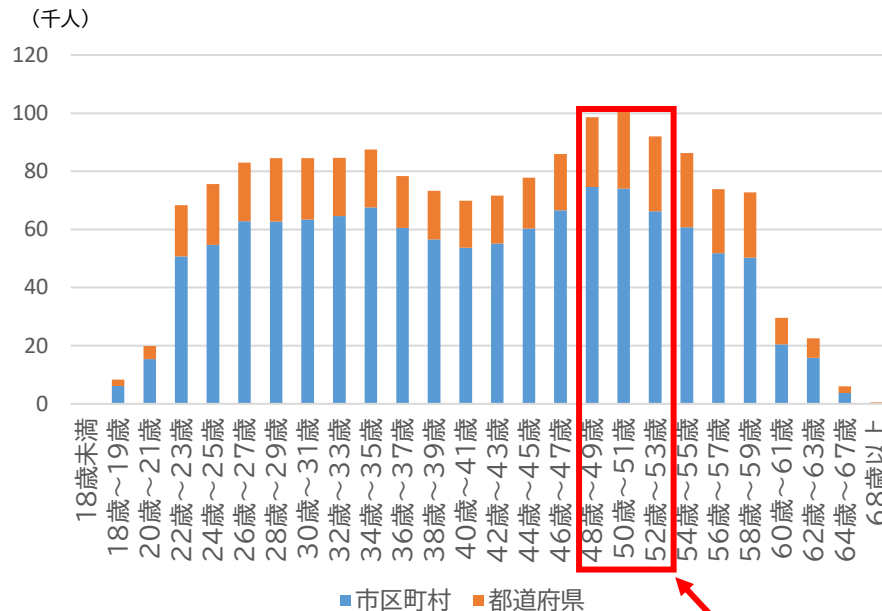
2024年の日本人の出生数は約69万人となり、**2023年の推計を下回った。**

(備考)国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」 「日本の将来推計人口(令和5年推計)」、厚生労働省「令和6年人口動態統計(概数)」に基づき事務局作成

地方公共団体における経営資源の制約

- 地方公務員数は団塊ジュニア世代が相対的に多く、山となっているが、2040年頃には団塊ジュニア世代が退職する一方、入庁が見込まれる20代前半となる者の数は団塊ジュニア世代の3分の1程度となる見通し。

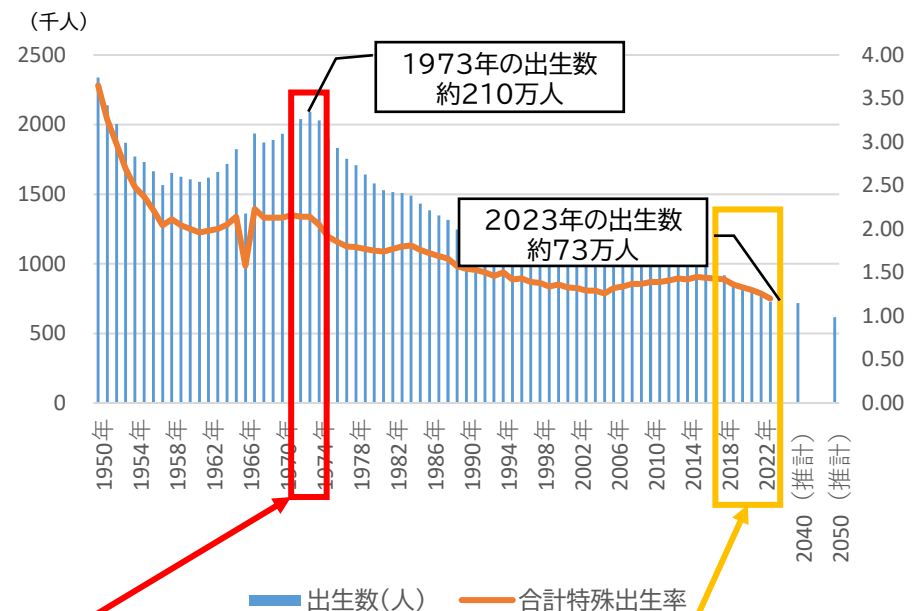
都道府県及び市町村の年齢別職員数(2023年)



団塊ジュニア世代

(出典)総務省「令和5年地方公務員給与実態調査」

出生数と合計特殊出生率の推移



団塊ジュニア世代が定年退職後に
20代前半となる層

(出典)2023年までは厚生労働省「人口動態統計」、2040年及び2050年の出生数は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」における出生中位・死亡中位仮定による推計値

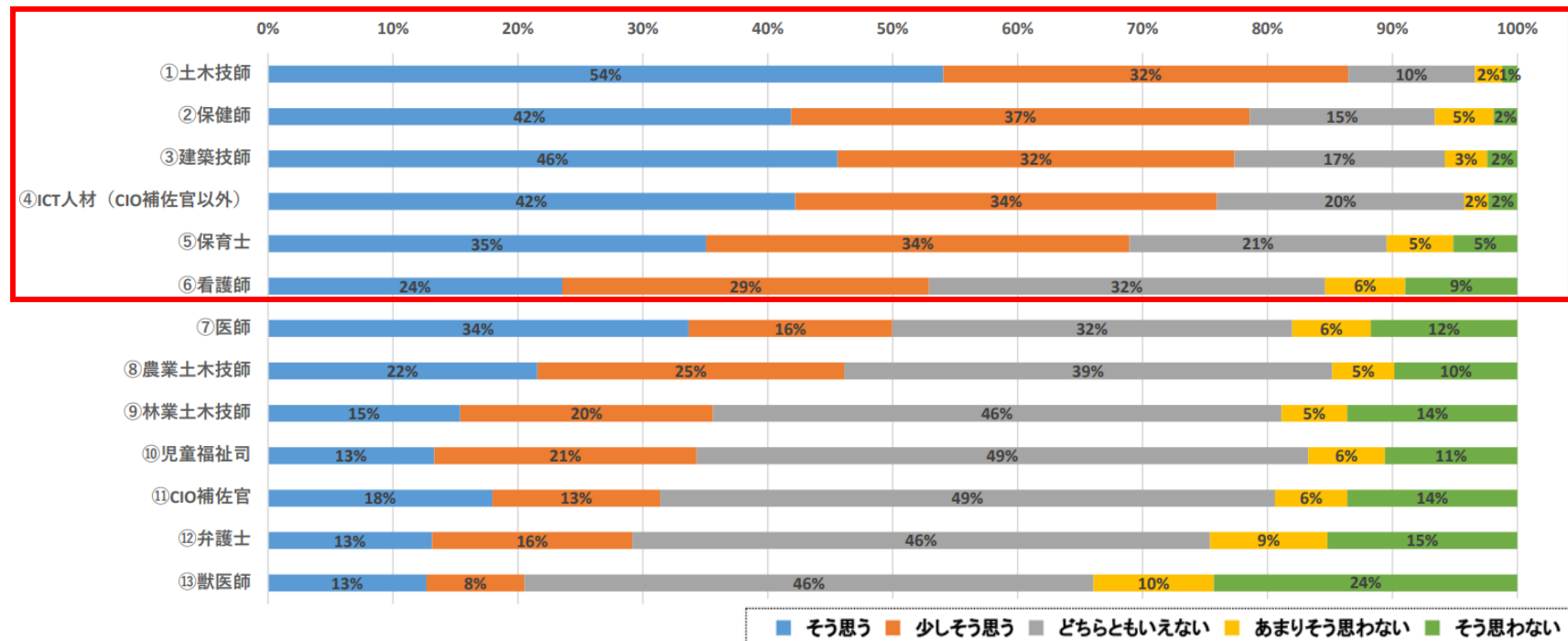
人材確保に関する課題認識

- 地方公共団体においては、**土木技師、保健師、建築技師、ICT人材(CIO補佐官以外)、保育士、看護師等の専門技術職の確保について課題を感じている。**
- **技術職員の採用については、約半数の市町村で「応募がほとんどない」状況。**

■地方公務員行政に関する地方公共団体へのアンケートの結果

(※)全国1,011団体(都道府県47団体、指定都市20団体、市区町村944団体)が回答。

問 以下の専門職、技術職について、それぞれ人材・体制確保に関して大きな課題があると思うか。



(出典) 総務省 第4回 ポスト・コロナ期の地方公務員のあり方に関する研究会資料「地方公務員行政に関する自治体アンケートの結果について」

■市町村における技術職員の採用に係る調査結果

○**技術職員採用**の課題について、調査対象市町村のうち**約半数の市町村が「応募がほとんどない」と回答**

- ・募集しても、**応募がほとんどない**
- ・応募があっても辞退、採用しても数年で転職し定着しない
- ・採用してもキャリアパスを形成できない

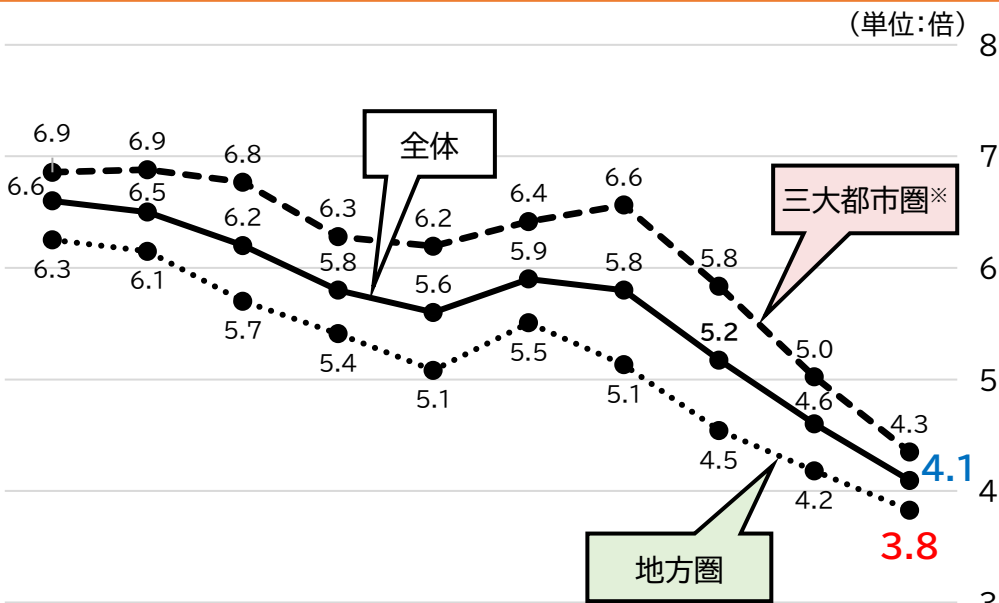
- …**47%**(45市町村)
- … 9%(9市町村)
- … 7%(7市町村)

(出典)国土交通省 技術職員の不足する市町村への支援に関する調査結果(47都道府県、95市町村への調査(令和4年10~11月実施))を基に事務局作成

地方公共団体における人材確保の状況

○ 地方公共団体全体の採用試験(競争試験)の競争率が減少傾向にある中、地方圏の競争率はさらに低くなっており、技術職について、地方圏においては、受験者数が採用予定者数に満たない、採用予定数を確保できないという状況が生じている。調査対象市町村(95市町村)のうち約半数の市町村では、技術職員の採用の「応募がほとんどない」状況。

過去10年間の採用試験(競争試験)における競争率の推移



H27年度 28年度 29年度 30年度 R元年度 R2年度 R3年度 R4年度 R5年度 R6年度

※ 三大都市圏:東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、兵庫県、京都府、奈良県

(備考)総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」をもとに事務局作成

(備考)本表における「競争率」は、受験者数/合格者数 により算出

市町村における技術職員の採用に係る調査結果

○ **技術職員採用**の課題について、調査対象市町村(95市町村)のうち**約半数**の市町村が「**応募がほとんどない**」と回答

- ・募集しても、応募がほとんどない ……47%(45市町村)
- ・応募があっても辞退、採用しても数年で転職し定着しない…9%(9市町村)
- ・採用してもキャリアパスを形成できない ……7%(7市町村)

(備考)国土交通省「技術職員の不足する市町村への支援に関する調査結果」(47都道府県、95市町村への調査(令和4年10~11月実施))をもとに事務局作成

地方圏における技術職に係る採用試験の状況

<都道府県A>

職種	採用 予定者数 (a)	受験者数 (b)	合格者数 (c)	採用予定者に対する 合格者割合 (c/a)
土木	25人	6人	4人	16%
建築	2人	1人	0人	0%
電気	1人	0人	0人	0%
機械	1人	1人	1人	100%

<指定都市B>

職種	採用 予定者数 (a)	受験者数 (b)	合格者数 (c)	採用予定者に対する 合格者割合 (c/a)
土木	10人	3人	1人	10%
建築	3人	0人	0人	0%
電気	5人	2人	1人	20%
機械	5人	2人	0人	0%

<中核市C>

職種	採用 予定者数 (a)	受験者数 (b)	合格者数 (c)	採用予定者に対する 合格者割合 (c/a)
土木	8人	4人	2人	25%
建築	2人	1人	0人	0%
電気	4人	2人	1人	25%
機械	3人	1人	1人	33%

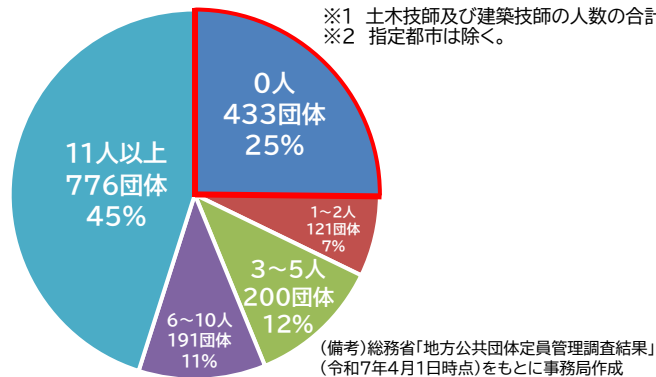
※いずれも大卒程度。先行募集・追加募集等を除く。

地方公共団体における技術職・専門職の配置状況

- 技術職や専門職については、小規模団体を中心とした多くの団体において、**ごく少人数の配置又は配置されていない状況が見られる。**

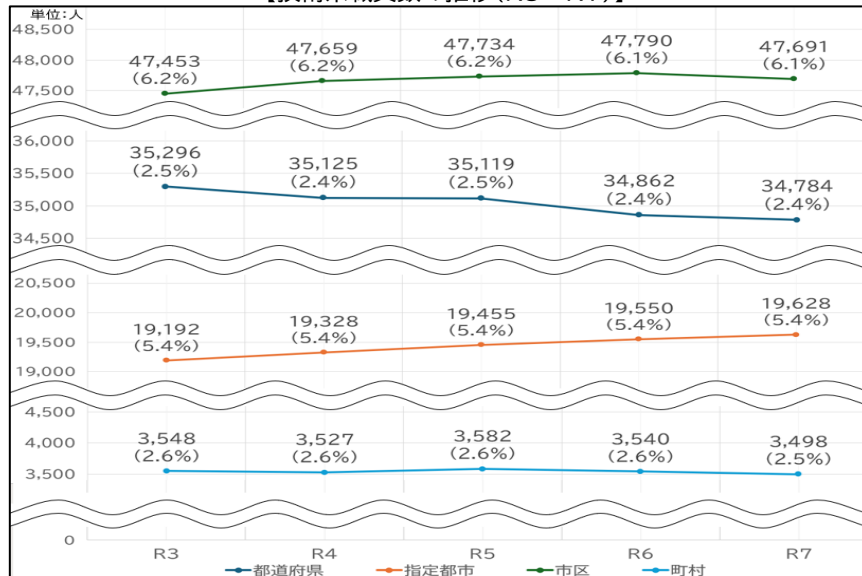
■ 技術系職員※1

- 44%の市区町村※2では5人以下(25%の市区町村は技術系職員が0人)。



- 技術系職員数については、概ね横ばいで推移している。

【技術系職員数の推移(R3~R7)】※()内の数値は、職員数全体に占める割合



(備考)総務省「地方公共団体定員管理調査結果」(各年4月1日時点)をもとに事務局作成

■ DX・情報関係業務担当職員

- 小規模団体(人口5万人以下)211団体が「1人情シス」状態(DX推進部局の担当者が1人以下)となっている。

【単位:団体】

		DX推進部局の担当者数(人) ※1											
		0	1	2	3	4	5	6~10	11~20	21~50	51~	合計	
団体規模(人口) ※2	1万人以下	7	138	205	104	35	19	20	2	2	0	532	
	1~5万人	2	42	149	189	113	80	102	12	3	0	692	
	5~10万人	0	0	12	20	30	35	120	19	1	0	237	
	10~20万人	0	0	3	6	10	10	63	53	3	0	148	
	20~50万人	0	0	2	3	4	4	9	48	31	0	97	
	50~100万人	0	0	0	0	0	0	3	1	20	0	24	
	100万人以上	0	0	0	0	0	0	1	0	2	8	11	
合計		9	189	371	322	192	144	318	135	62	8	1,741	

※1 DX推進担当部署や情報政策担当部署がある場合にはそれらの部署の職員数、それらの部署がない場合は、部署名によらず、DX・情報関係業務を担当している職員数

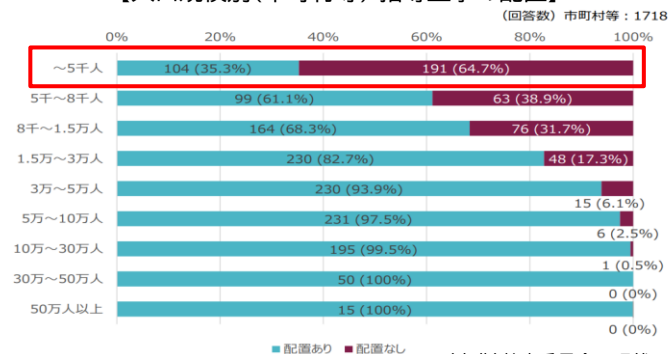
※2 団体規模の人口は令和6年1月1日住民基本台帳人口を活用

(出典)「自治体DX・情報化推進概要(令和6年度版)」(R7.12月)

■ 教員を支える人材

- ベテラン教員が大量に退職し、若手教師への指導技術の継承が課題となる中、役割を果たすことが求められる指導主事について、小規模団体における配置が課題。

【人口規模別(市町村等) 指導主事の配置】



(出典)教育委員会の現状に関する調査(令和4年度間)

地方公共団体における行政需要の多様化・複雑化等

- 近年、地方公共団体においては、**人口減少に対処するための事務が増大**しているほか、**社会情勢の変化**等に伴い、**行政需要が多様化・複雑化**している。

■人口減少に対処するための事務の増大

- ・少子化対策(保育サービスの充実等)
- ・移住・定住対策
- ・空き家対策
- ・地域交通の維持・確保対策
- ・商業施設の撤退に伴う買い物難民対策

<近年新たに策定に関する条項が追加された計画等の例>

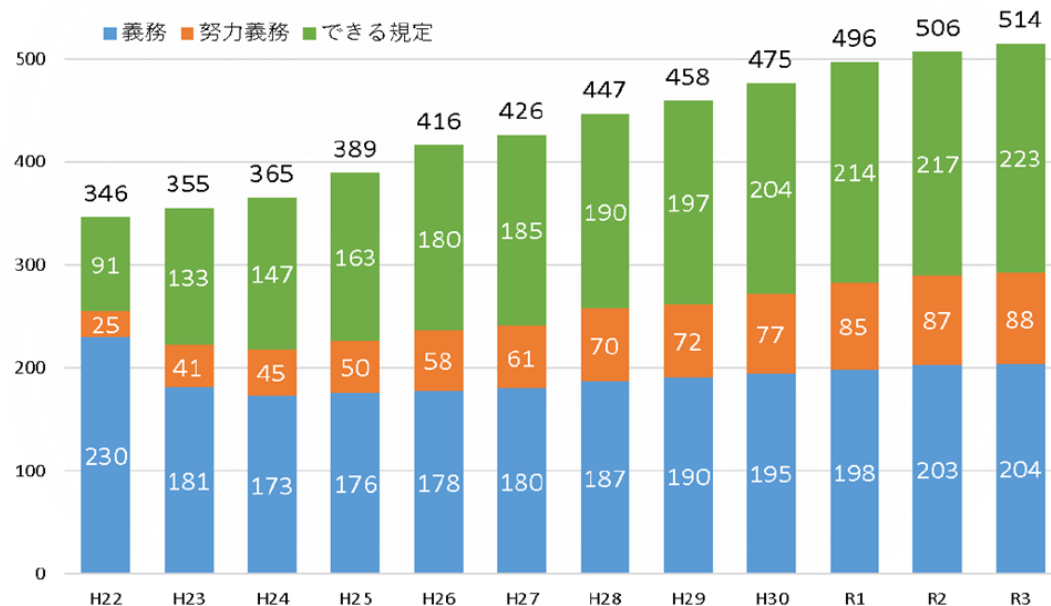
- ・こども基本法(R5.4施行)に伴う都道府県・市町村こども計画
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(R4.4施行)に基づく再商品化計画
- ・食品ロスの削減の推進に関する法律(R元.10施行)に基づく食品ロス削減推進計画
- ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法(R6.1施行)に基づく都道府県・市町村認知症施策推進計画

■社会情勢等の変化に伴う行政需要の多様化・複雑化

- ・カーボンニュートラル、公共施設のゼロカーボン対策
- ・ヤングケアラーへの支援
- ・不登校児童・生徒の増加に伴う対策
- ・単身高齢者等の増加に伴う孤独・孤立対策、認知症対策
- ・訪日外国人の増加に伴うインバウンド受入施策
- ・在住外国人との多文化共生施策
- ・高度経済成長期に整備したインフラの老朽化対策

(注)地方公共団体への聞き取り等による

■計画等の策定に関する条項数の推移



(出典)効率的・効果的な計画行政に向けて(令和5年2月20日)地方分権改革有識者会議

本日のおはなし

1. 「2040研究会」(2017－18)以降の取組と現在地
2. 「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」での議論
3. 各地域の取組事例
4. 「第34次地方制度調査会」での議論
5. 地方の官公需における価格転嫁

持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会報告書ポイント(令和7年6月)

1. 人材不足等の課題

- 生産年齢人口はピーク時から約1,100万人減少し、既に自治体では専門人材(技術職員、デジタル人材等)等の不足が喫緊の課題
- 団塊ジュニア世代(毎年約200万人出生)の退職によって、今後は一般行政職員を含め人材不足が深刻化

○ 市町村が本来注力すべき事務に注力し、各地域が個性豊かで活力に満ちた分権型社会を実現するため、これまでとは異なる新たな視点で、個別の事務の課題を踏まえた対応や制度の見直しの議論を進めることが必要

2. 事務処理に関する課題と対応

- 対応方策は、事務を減らす、まとめる(水平連携・垂直補完)、担い手を広げる(民間活用・住民参加)、生産性を高めること
- 各行政分野(10分野)の個別の事務まで踏み込んで課題を分析し、分野横断的な検討の視点を抽出
- 今後、この検討の視点を参考に、その他の行政分野も含め、事務処理上の課題分析を行い、対応方策を検討することが必要

＜検討の視点＞

- ①事務量
- ②事務内容
 - ・事務の性質(企画立案～定型業務)
 - ・国・都道府県・市町村間の事務内容の共通性
- ③事務処理に必要なリソース
 - ・事務処理に求められる人材の専門性
 - ・事務処理の難しさ、経験・知見の必要性
- ④その他事務処理のあり方
 - ・対面や実地での事務実施の必要性
 - ・事務処理に当たり踏まえるべき地域の事情・特性
 - ・行政分野を超えた連携や地域の多様な主体との連携の必要性

※デジタル技術の活用は、事務のあり方の前提を変え得る。

＜研究会で課題分析のために取り上げた行政分野(10分野)＞

(福祉) 介護保険、国民健康保険、老人福祉施設、保育
(教育) 小中学校教育 (インフラ) 道路、上下水道 (農業) 鳥獣被害対策
(環境) 地球温暖化対策 (消費者) 消費生活相談

(分析例) 介護サービス事業者の運営指導

- ・中小規模の市町村では事務量が小さくノウハウの蓄積が困難。
- ・事業者との連絡調整はデジタル化による負担軽減が可能。
- ・実地検査は数年に一回であり、日常的な実地性は高くない。
- ・事務処理に当たり広域的な視点が求められるものではない。
- ・事業者指導については、市町村のほか都道府県も同種の事務を行っている。民間にも事務受託法人が存在する。

⇒ 地域事情に応じ、大都市や都道府県が代わりに行うことや、民間法人に委託することが効果的だと考えられる。

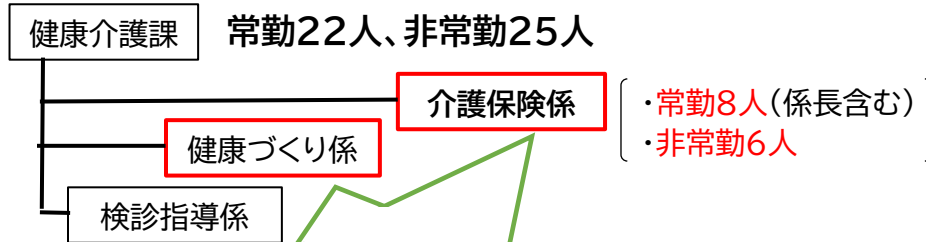
3. 今後の進め方

- 各都道府県が、地域の状況を踏まえ、市町村の検討を支援(国としても具体的な対応方策について一定の選択肢を提示)
⇒ 地方の検討状況を踏まえ、制度上対応すべきものについては、国・都道府県・市町村の役割分担の変更等の制度見直し

市町村の事務処理体制(介護保険)

- 人口5万人規模の市では、認定審査、保険料賦課、事業者指導など各業務をそれぞれ**常勤職員1人**で対応している状況が見られる(認定調査については、**認定調査員(非常勤)**を確保し実施)。
- 人口1,500人規模の小規模町村では、**介護保険関連業務の全てを常勤職員1人のみで担当**している。**認定調査を外部委託**しているほか、**介護認定審査会の設置・運営を広域連合により共同処理**している状況が見られる。

<A市(人口約5万人)>



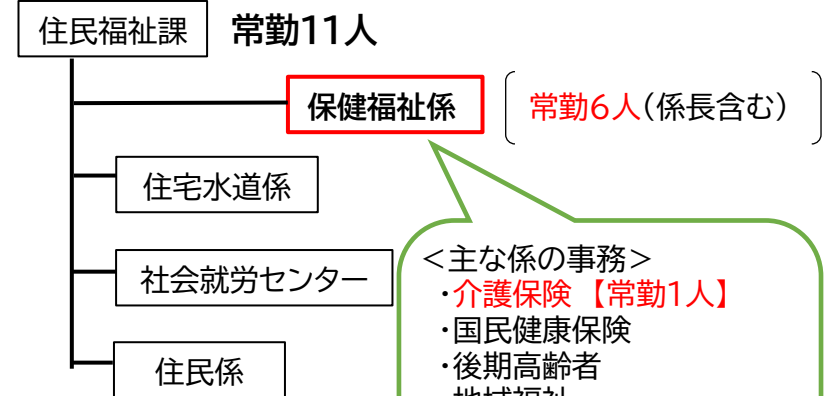
<主な係の事務>

- ・認定審査【常勤1人、非常勤4人(うち3人は認定調査員)】
- ・介護保険料賦課【常勤1人(、副担当1人)】
- ・事業者指導【常勤1人(、副担当1人)】
- ・介護給付の適正化【常勤1人】
- ・福祉施設・用具管理【常勤1人】
- ・資格の付与【常勤1人(、副担当1人)】
- ・計画策定【常勤1人】

<健康づくり係の事務(一部)>

- ・介護予防【常勤1人、非常勤8人】

<B村(人口約1,500人)>



<主な係の事務>

- ・**介護保険【常勤1人】**
- ・国民健康保険
- ・後期高齢者
- ・地域福祉
- ・障害者福祉
- ・生活保護
- ・福祉医療 等

<業務の詳細>

- 要介護者数:1,906人、要支援者数:535人、事業所数:78か所
- ケアマネジャー資格保有者を認定調査員として任用。**年間調査数は1,200~1,300人、1人当たり所要時間は約1時間**
- **介護認定審査会**は4合議体(委員各5人)を設置しA市として**週2回開催**
- ケアプラン点検は専門知識を有する者のいる**市外事業者へ委託**(市内に委託先がない)
- 介護予防は地域が主体で実施し、そのサポートを行う。一部委託により対応
- ※ 担当者の所感としては、単純に**業務量が多く(電話・窓口対応は一人当たり毎日2時間)**、**目の前の事務の処理に追われている**状況。

<業務の詳細>

- 要介護者:82人、要支援者:16人、事業所数:3か所
- 認定調査は社会福祉協議会に委託。**年間調査数は20人程度、1人当たり所要時間は約1時間**
- **介護認定審査会の設置・運営は、広域連合**(15市町村で構成)において実施(週2回、10人程度の委員で審査会を開催)
- ケアプラン点検は著しい誤りがないか目を通す程度で実施
- 介護予防は地域が主体的に実施、必要に応じて事業者へ委託

業務の概況と課題(介護保険)

①要介護認定(認定調査等)

- 高齢化の進行により、認定申請数が増加。調査票の作成、事業者・住民からの電話対応のほか、医師や事業者とのやり取りなど**各業務の量が多く負担**となっており、デジタル技術を活用している例もある。一方、**身体機能・認知機能等の調査については、居宅訪問により対面で確認する必要がある**。
- 専門知識を有する**認定調査員の応募が少なく、確保が困難**となっている。

【業務の概況等】

- 調査員が**居宅訪問**の上、**本人・家族からの聞き取り等**を実施し、**身体機能・起居動作、生活機能、認知機能等について調査**。調査票を作成した上で、**主治医に意見書提出を依頼**。また、サービス利用者の認定情報を必要とする**事業者からの開示請求にも対応**。
- 調査には専門知識が必要なため、一般的に**ケアマネジャーの資格**を有する者が実施。また、**事業者への委託**を行っている市町村も見られる。
- 要介護(支援)認定者数は全国的に増加しており、制度開始時(平成12年)と比較して**2.7倍**となっている。
- 申請から決定までは30日以内と法定されているが、**全国的に超過**が見られる。(全国平均40.2日、超過団体数1,638団体)
- 調査員を募集し続けているが、**なかなか集まらない状況**。[一般市:約10万人]

【課題解決に向けた取組事例】

<共同処理>

- 広域化することでスケールメリットが生じており、調査員35人の**確保に支障は生じていない**。[広域連合(人口計35万人)]

<デジタルの活用>

※厚労省において、全国共通システム(介護情報基盤)の整備を予定している(次ページ参照)。

- タブレットとクラウドシステムを導入し、**現場での調査票作成が可能に**。[前橋市]
- **認定審査の進捗状況をWEB上で閲覧できる仕組みの構築**、事業者からの認定情報開示請求のオンライン化 [鶴ヶ島市、東大和市]

【課題解決が進まない理由・現状】

- 認定調査事務を**共同処理**しているのは全国で36件、171団体にとどまる。
- 人手が足りず、**共同処理について他団体と検討する余裕や、デジタルツールの導入を検討する余裕がない**。[町村:1万人未満]
- **デジタルツールは認定業務の一部への導入に限られ**、認定業務全体としては効率化されたとは言い難い。[中核市:約30万人]
- 受託事業者も複数の地方公共団体から受託を受けており、**受けられる業務量に限界がある状況**。[一般市:約10万人]

介護情報を集約するシステムの整備

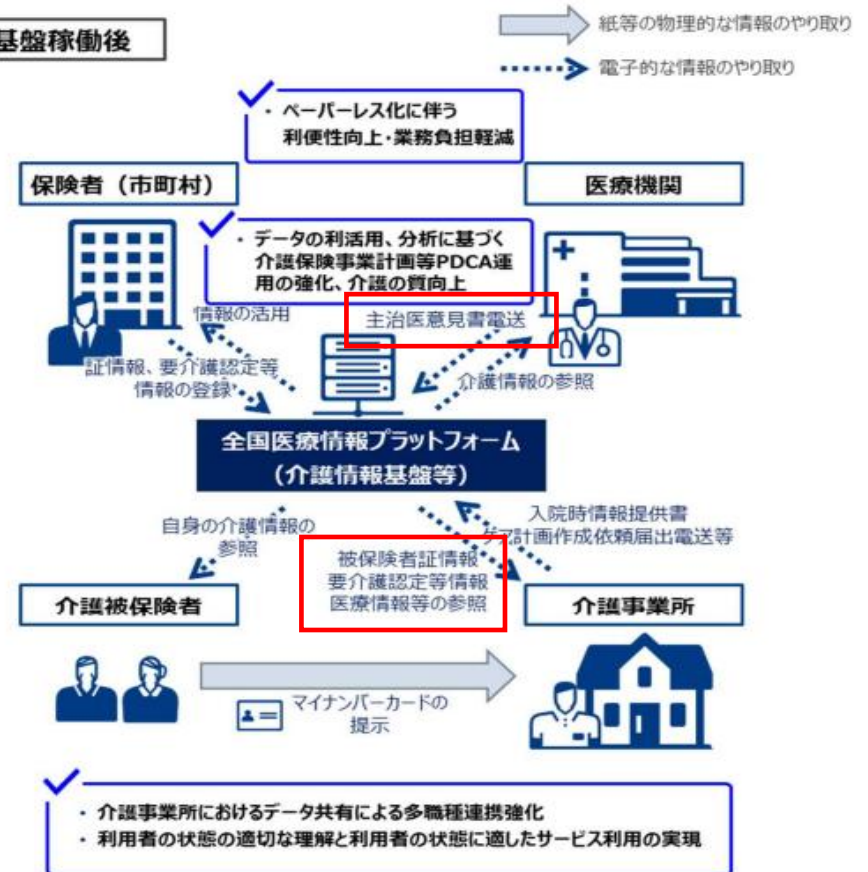
介護情報基盤の整備(厚生労働省において実施)

- 情報を集約し、介護サービス利用者、地方公共団体、事業者、医療機関による閲覧を可能とするもので、全国医療情報プラットフォームを構成するもの。令和8年4月の運用開始を目指して調整が行われている。

現在



基盤稼働後



(備考) 社会保障審議会介護保険部会(第113回)令和6年7月8日「資料1介護情報基盤について」から抜粋・加工

介護情報基盤上で主治医意見書を確認できるとともに、事業者からの認定の進捗状況の問合せ電話や認定情報の開示請求といった対応が不要となるなど、業務の効率化が図られる。

業務の概況と課題(介護保険)

②要介護認定(介護認定審査会)

- 医師、看護師、保健師、介護福祉士などの**委員の確保が困難**となっている。
- 一定規模以上の市町村では審査件数が多く、高頻度で開催しているため、**資料の準備等が負担**となっている。
- 半数以上の市町村(1,063団体)で介護認定審査会事務の共同処理が行われている。

【業務の概況等】

- 法律に基づき、委員は保健・医療・福祉の学識経験者から市町村長が任命。
- 調査票、主治医意見書を踏まえ、コンピュータによる一次判定、認定審査会による二次判定を実施して認定、通知。
- 地域の医師会などの**職能団体や個人に直接依頼**し、委員を確保。[一般市:約5万人]
- 10合議体(委員各4名)により**月10回程度開催。夜間の開催が多い**。[一般市:約10万人]
- 会計年度任用職員5名(週3勤務)が**資料作成の準備等に専任**。[一般市:約10万人]

※委員数は5人を標準として条例で定める数との旨が政令に規定されている。

【課題解決に向けた取組事例】

<共同処理>

- 介護認定審査会事務を共同処理しているのは全国で297件、1,063団体で他の介護保険業務より多い。
- 広域で委員の依頼を打診することができ、19合議体の計95名の**委員の確保に支障は生じていない**。[広域連合(人口計40万人)]

<デジタルの活用>

- タブレット・オンライン会議システムの活用により、ペーパーレス・リモートで開催が可能に。[常総市]

<事務の簡素化>

- 委員に対して事前に資料を共有して意見提出を依頼し、**意見が割れた案件のみを集中的に審議**する形式とすることで、介護認定審査会の開催時間を短縮(1回当たり1時間から15分程度に)。[鶴ヶ島市]
- 一次判定結果が前回の認定結果と同一である等の要件を満たす更新申請者については、**介護認定審査会で一括審査**することとし、審査を簡素化。[大川市]

【課題解決が進まない理由】

- 業務が忙しく、共同処理について他団体と検討する余裕や、デジタルツールの導入を検討する余裕がない。[一般市:約10万人]

業務の概況と課題(介護保険)

③介護サービス等の提供事業者関係(運営指導等)

- 中規模市町村では、事業者の**運営指導にかけられる時間が限られる**とともに、**指導の機会が少ない**ことから、**ノウハウが蓄積されにくい**状況。小規模市町村では**運営指導自体が実施できていない**状況が見られる。
- 指定市町村事務受託法人※に運営指導を委託している市町村もあるが、当該**法人が近隣に存在しない**ことが多い。

※ 都道府県が指定する法人(事業者に対する文書提出の求めや質問、照会等の業務(＝運営指導)を受託できる法人で、9都府県にのみ存在(独法)福祉医療機構のホームページより))

【業務の概況等】

- 地域密着型サービス事業者等については、指定権者である市町村が、厚労省が示すマニュアルに基づき、事業所に対して毎年度計画的に**運営指導**を実施。また、不正が疑われる場合は監査を実施。
- 地域密着型サービス事業者等以外の事業者については、指定権者である都道府県が運営指導等を実施。
- 域内の事業所数は20～30か所であり、指定の有効期間(6年)の間に一度は運営指導を行うことができるよう**年間3, 4か所程度の事業所を訪問して運営指導**。[一般市:約5万人]
- 域内の事業所数は6か所、**人手が足りず、事業所を訪問しての運営指導はできていない**。[町村:1万人未満]
- 事業者から請求される介護報酬に関する事務は、各都道府県の国保連に委託。

【課題解決に向けた取組事例】

<共同処理>

- 広域で運営指導を実施することにより、**一定の指導機会を確保でき、ノウハウが蓄積**できている。[一部事務組合(人口計10万人)]

<都道府県による支援>

- 都道府県が事業者に対して運営指導を実施する際に、同行して**運営指導の方法を共有**してもらっている。[裾野市]

<事業者への委託>

- 指定市町村事務受託法人に**運営指導を委託**することにより、職員の事務負担を軽減。[伊勢原市]

【課題解決が進まない理由・現状】

- 地域密着型サービス事業者の指定・運営指導等を**共同処理しているのは全国で34件、199団体**にとどまる。
- 業務が忙しく、**共同処理について他団体と検討する余裕がない**。[一般市:約10万人]
- 先行する**委託事例や委託先となる指定市町村事務受託法人が近隣にない**。[一般市:約5万人]

業務の概況と課題（介護保険）

④介護予防等

④-1 地域支援事業のうち一般住民向けの予防の取組

- 介護予防の実施に必要な**専門知識を有する職員が十分に確保できない**状況もあるが、**現時点では委託先となる事業者が比較的多く、委託を行う市町村が多い。**
- 地域の実情に応じた取組であるため、市町村が実施すべきとの認識により**共同処理を行う市町村が少ない。**

【業務の概況等】

- 運動機能向上の体操教室、認知症予防の**サロン**などを**実施**。介護事業者等への**委託による実施が多く見られる**。小規模市町村では、人手に余裕がなく地域の主体的な取組に委ねている場合も見られる。
- 一定の専門知識やノウハウを有する職員の確保が困難な市町村も見られるが、特定の有資格者が必須ではないため、現時点で委託先は比較的多い。ただ、将来的に介護事業者の余裕がなくなる中で委託先を十分確保できるか不安。〔一般市：約10万人〕

【課題解決に向けた取組事例】

<共同処理>

- 専門知識を有する**人材の確保が容易**に。〔一部事務組合（人口計15万人）〕

<事業者への委託>

- 取組の大枠については、市で企画しているが、事業の実施・頻度など詳細の決定は**委託事業者で対応**している。〔裾野市〕

【課題解決が進まない理由・現状】

- 介護予防を共同処理しているのは全国で**2件、8団体**にとどまる。
- 介護予防教室等の実施頻度や内容は、**地区単位で住民とやり取りして柔軟に決定しており、市町村の責務という感覚が強く、取組内容に共通性が乏しい**ので広域化によって効率化が図られない。〔一般市：約5万人〕

④-2 地域支援事業のうちケアプラン点検

- ケアプランの点検を行うことができる**専門知識を有する人材の確保が困難。**
- 委託先できる事業者が限定的であり、また、受託した**事業者も人手不足の状況が見られる。**

【業務の概況等】

- ケアマネジャーの資格を有する職員等が要介護者等の**ケアプランを点検し、事業者が適切なサービスを提供しているか**についての確認を実施。
- 事業者へ委託する市町村もあるが、**委託先にケアマネジャー等の資格を有する者が必要で委託先は限られる。**

【課題解決に向けた取組事例】

<共同処理>

- ケアプランの点検を行うことのできるケアマネジャーの**確保が容易**に。〔一部事務組合（人口計35万人）〕

<事業者への委託>

- ケアプランの点検を行うケアマネジャーを十分に確保できないため、**直営で実施することができない分は事業者へ委託**している。〔裾野市〕

【課題解決が進まない理由・現状】

- ケアプラン点検を共同処理しているのは全国で**32件、184団体**にとどまる。
- 業務が忙しく、**共同処理について他団体と検討する余裕がない**。〔一般市：約10万人〕
- **受託事業者も人手不足**であり、現時点以上の業務量を実施することができないと言われている。〔一般市：約5万人〕

介護保険事務全般に係る共同処理の例

福岡県介護保険広域連合 33市町村(圏域人口計約70万人)で構成

- 介護保険制度開始に当たり平成11年に設立。

【組織体制】

- ・ 本部と生活圏域ごとに設置した8つの支部で介護保険事務のほぼ全て※を共同処理。ごく一部の業務のみ構成市町村が担う。 ※ 計画策定、認定調査、審査会運営、事業者の指定・指導、介護報酬の支払、保険料の賦課・徴収、地域支援事業(一部)など
- ・本部:3課33名。介護保険料の決定、介護給付費の支払い等、介護保険事業全般の管理業務を実施。
- ・支部:8支部164名(認定調査員89名を含む)。認定・調査、給付限度額の管理等、主に介護保険の認定と給付に関する業務を実施。

【各事務の概況】

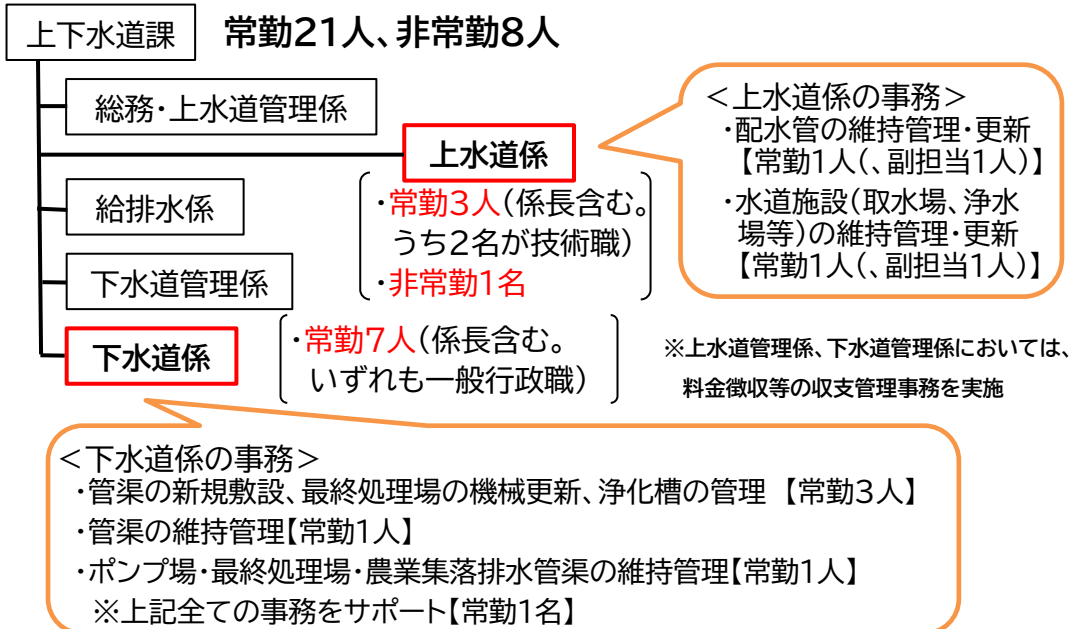
- ・調査・審査会:審査会は88合議体(委員:5名)で年間で合計1,500回ほど開催。認定調査員、審査会委員の確保に概ね課題は無く、業務が回らない状況にはない。
- ・事業者指導:専門の係を設置し、517事業所のうち年間100件程度の運営指導を実施するためノウハウが蓄積され、必要に応じて監査も実施。
- ・介護予防:要支援者等を対象とした取組は広域連合が実施しているが、一般住民向けの体操教室や認知症カフェなど地区単位で住民とやり取りして柔軟に決定する必要があるものが構成市町村が実施。

多くの介護保険業務を共同処理することで、調査員や審査会委員等の人材の安定的な確保が可能となるとともに、処理件数の増加によるノウハウの蓄積が可能となるなどスケールメリットが発揮されている。

市町村の事務処理体制(上下水道)

- 人口5万人規模の市では、管路の新設、管路の維持管理、施設の維持管理など各業務を分担して行っているほか、特に専門的知見が必要な上水道の業務に技術職複数名を充てている状況が見られる。
- 人口1500人規模の小規模町村では、水道含め係業務全てを一般行政職1名のみで担当している状況が見られる。

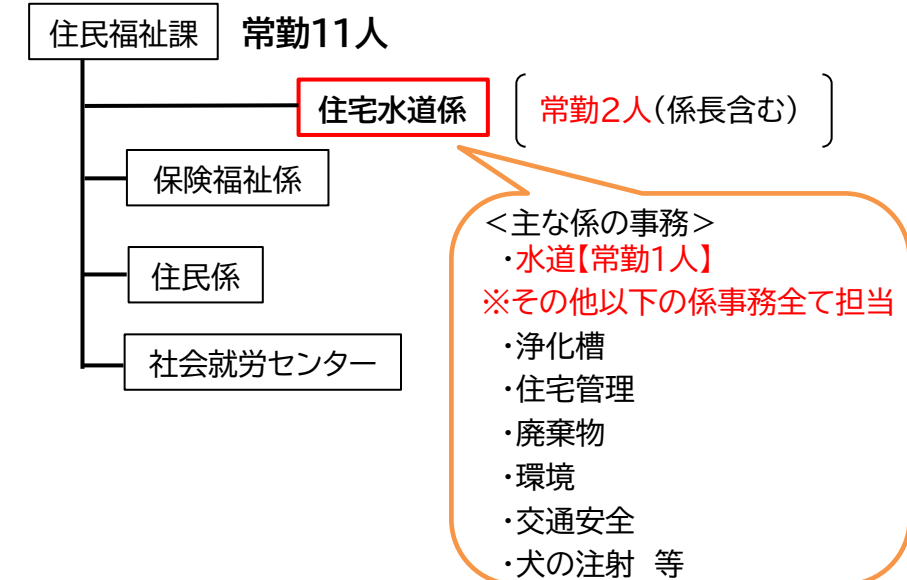
<A市(人口約5万人)>



<業務の詳細>

- 【水道】現在給水人口(戸数):46,073人(21,127戸)、水道施設数:8か所
- 水道事業(配水管・水道施設の維持管理・更新)を実施。配水管等が法定耐用年数を迎える中、更新工事を平準化して計画的に実施。
 - 水道用水供給事業は福岡地区水道企業団(15団体で構成される一部事務組合)が実施。
 - 定年退職により技術職員は徐々に減少し(7名→2名)、専門性を要する水道施設の運転管理は直営から切り替え、現在は民間に委託。
- 【下水道】汚水処理人口普及率:99.2%、下水道処理人口普及率:86.3%
- 常勤7人に技術職員がいないが、公共下水道事業区域内の管渠の新規敷設・維持管理・更新や下水道施設の維持管理等の技術的業務も含めて全て実施。
 - 下水道施設の運転管理など専門性を要する事務については民間委託。

<B村(人口約1,500人)>



<業務の詳細>

- 【水道】現在給水人口(戸数):1,375人(718戸)、水道施設数:12か所
- 常勤2人中、技術職員はおらず、簡易水道業務(配水管・水道施設の維持管理・更新)を1人で担当。
 - 法定耐用年数を迎える水道管について、更新工事を実施できておらず、わずかな補修工事を実施するにとどまっている。
- 【下水道】汚水処理人口普及率:77.5%、下水道処理人口普及率:一
- 下水道は通っておらず、浄化槽処理やくみ取り式にて対応。

汚水処理人口普及率:行政人口に対し、公共下水道、農業集落排水、浄化槽等の生活排水処理施設を利用できる人口の割合

下水道処理人口普及率:行政人口に対し、下水道処理区域内人口の割合 8

業務の概況と課題(上下水道における課題への対応)

- 市町村においては、**更新が必要な管路の増加**に伴う対応や、点検等の維持管理について、**少ない技術職員で実施することに困難を感じている**団体もある。
- 経営の効率化・基盤強化の観点から、**都道府県の主導により広域化**が進められている例があるが、**地理的要因や資産の老朽化の状況の違い、料金の差等**が課題。小規模団体の支援については、**地方共同法人(日本下水道事業団)**による受託や**技術的支援等**も行われている(代行は少数。)

【主な役割分担】 水道法及び下水道法上、水道事業・下水道事業は原則として市町村が経営するものとされている。

【業務の概況】

- A市(人口約5万人)では、3名(うち技術職2名)で水道の維持管理を担当(工事や浄水場の運転管理は民間に委託。)。法定耐用年数を経過した水道管の増加に伴い、漏水の発生件数が増加。下水道の維持管理については、6名(全て一般行政職)で担当しており、管路の点検は一部事業者に委託して実施しているが、**専門的な内容の理解が困難な部分がある**。

【課題解決に向けた取組】

- 広域化の取組により**専門人材を広域で確保**することで、維持管理水準の確保を図る取組が進められている。

- ◆ 広島県では、**14市町と県が広域連合企業団を設立して水道事業等を統合し、維持管理等の費用の削減や水道料金上昇の抑制を図っている**。また、企業団が独自に採用を行って**専門人材を確保**することで、土砂災害対策等を講ずるほか、**基幹管路の耐震化率の全国平均以上への引上げ**など、施設の強靱化にも取り組むこととしている。

* 都道府県は水道基盤強化計画を策定し、広域連携に必要な施設整備の内容等を定めることとされている(P26)

- ◆ 秋田県では、**県・市町村・民間事業者が出資して官民出資会社を設立し、地方公共団体の下水道事業に係る計画策定や事業運営、技術継承を支援**することとしている。

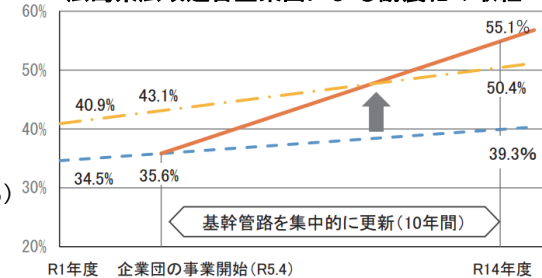
- **地方共同法人**である日本下水道事業団が、**終末処理場等の建設工事の受託(R5実績:479箇所)**や**技術的援助等**を行っている例がある。議会の議決を経た上で、**補助金の交付申請や積算・発注なども含めた工事一式を代行**できる仕組みもあるが、令和元年度以降の活用実績は1団体のみ(※)であり、活用が十分に進んでいるとは言えない。(P25)

(※) 日本下水道事業団HP 事業報告書を基に事務局において集計

<取組に当たっての課題>

- 各団体における水道事業の経営状況等に差がある中で、広域化によるメリットに差がある状況。また、下水道事業にあつては、団体により敷設時期が異なることや、雨水は全額公費によることなどから、関係機関で費用負担に係る合意形成が必要。

広島県広域連合企業団による耐震化の取組



(出典) 全国下水道コンサルタント協会広報誌 基幹管路の耐震化

事業統合等について(水道事業・下水道事業)

- **水道事業**については、**都道府県が水道用水供給事業を行っている**ことなどから、**都道府県と市町村が一部事務組合等を設立**して事業統合や経営の一体化を行っている事例が見られる。
- **下水道事業**については、下水道整備の際に**市町村同士で一部事務組合等を設立**した例があるが、既に公共下水道に着手している市町村が事業統合や経営の一体化を行った事例は近年ない。ただし、**県単位で官民出資会社や公社を活用して経営基盤を強化する取組**を行っている事例が見られる。

		水道事業に係る事例	下水道事業に係る事例
市町村同士の事業統合等	市町村同士で一部事務組合、広域連合を設立 	・中空知広域水道企業団 ・群馬東部水道企業団 ・秩父広域市町村圏組合 ・燕・弥彦総合事務組合 ・淡路広域水道企業団 ・佐賀西部広域水道企業団 など	・日立・高萩広域下水道組合 ・坂戸、鶴ヶ島下水道組合 ・皆野・長瀬下水道組合 ・君津富津広域下水道組合 ・木曽広域連合 など ※ 上記はいずれも公共下水道の事業着手に際し、一部事務組合や広域連合を設立した事例であり、既に公共下水道に着手している市町村が事業統合を行った例は、近年はない。
都道府県と市町村の事業統合等	都道府県と市町村が一部事務組合、広域連合を設立 	・香川県広域水道企業団 ・かずさ水道広域連合企業団 ・奈良県広域水道企業団 ・広島県水道広域連合企業団 ※このほか、水道用水供給事業を行う一部事務組合・広域連合が6つ存在。	事例なし ※事業統合等にまで至らないものの、秋田県(官民出資会社の設立)や、長野県(下水道公社による維持管理の広域化・共同化)等、県単位での取組が見られる。

各行政分野における課題等を踏まえた検討

介護保険

- 介護認定審査会の委員のほか、専門性が求められる認定調査等を担うケアマネジャーの確保については、広域で取り組むことが有効か。
- 事業者に対する指導については、中小規模の市町村では十分に行えていない、件数の少なさからノウハウが蓄積されないなどの課題が見られることから、広域で取り組むことが考えられるか。
- 要介護者の認定調査について、居宅訪問による個々人の身体機能や生活機能等の調査については、引き続き住民に近い市町村等が対面により行う必要があるか。他方、医師・事業者等とのやり取りについては、事務量が多く、一部でデジタル技術の活用も見られるが、デジタル化の徹底による効率化が考えられるか。

上下水道

- 上下水道事業については、事業に従事する職員数が減少傾向にある中、技術職員を含めた業務処理体制の確保が必要であり、広域的な対応が有効か。資産の老朽化の状況の違いや料金水準・経営状況の差などが、広域化に当たっての課題となっている中、広域化をどのように推進すべきか。
- 広域化に当たっては、市町村間の連携を図ることに加え、都道府県が流域下水道の設置・管理や、水道用水供給事業を行っている場合等には、都道府県に上下水道事業運営に関する専門知識やノウハウがあることから、都道府県・市町村の枠を越えて取り組むことが効果的か。
- 全国規模の地方共同法人による工事の受託や代行の活用を更に進めることも考えられるか。

課題に応じた対応方策の検討の視点①

事務への着目

①事務量

- 事務処理の体制に比して事務量が大きい場合や、事務量が小さく効率性が低下している場合、市町村間の連携や都道府県・国による補完、民間リソースの活用等も含め検討が必要。

②事務内容

事務の性質(企画立案～定型業務)

- 各地域の特性を踏まえた企画立案的な性質が強い事務は、市町村自ら又は市町村間連携により行う必要性が高い。一方、事務処理の主体によって内容に差が生じにくい定型業務の性質が強い事務は、市町村以外の主体による実施も含め検討が必要。

国・都道府県・市町村間の事務内容の共通性

- 市町村と都道府県、国と実施事務の内容の共通性が高い場合、国や都道府県による支援や直接の事務処理も含め検討が必要。

③事務処理に必要なリソース

事務処理に求められる人材の専門性

- 技術職や保健師等の専門人材が必要な事務については、人材の希少性、偏在度合い、代替可能性等に応じ、地域事情も踏まえ、市町村以外の受け皿での人材確保の検討が必要。

事務処理の難しさ、経験・知見の必要性

- 特定の専門人材を必要としない事務であっても、高度なデータ解析など、特に小規模市町村では対応が困難な事務や、ノウハウの蓄積が求められる事務については、市町村間連携のほか、都道府県や国、民間等による支援、事務処理の広域化も含め検討が必要。
- 事務処理を規定する国の仕組みの複雑さが原因となっている場合には、複雑さの解消による事務の簡素化についても検討が必要。

デジタル技術の活用

各着目点に関し、デジタル技術の活用が事務のあり方の前提を変え得る。業務効率化や行政の質の向上にもつながることから、対応方策の検討の際に併せて検討することが不可欠。

バックヤードでの情報連携や、事業者等との間で電話等により行われている連絡調整事務のデジタル化、AIを用いた文章や要約の作成により事務量自体を小さくすることが考えられる。

デジタル技術の活用の観点から事務の標準化・共通化を進めることで、事務の定型性が高まる。

データを集約し、AIを活用した情報の整理・分析を行うことで事務処理に必要な情報の参照やチェックを容易にすること等により、専門人材の不在やベテラン職員の退職によるノウハウの不足を補うことにつながる。

課題に応じた対応方策の検討の視点②

事務への着目(続き)

④その他事務処理のあり方

対面や実地での事務実施の必要性

- 事務を対面や実地で実施する必要がある場合、事務処理の主体と客体との近接性が求められることから、一義的には市町村による事務処理が考えられる。他方で、遠隔での事務実施が可能な事務については、広域的な対応を含め検討が必要。

事務処理に当たり踏まえるべき地域の事情・特性

- 狭域での地域事情や、住民の意思をきめ細かに施策に反映させる必要性が高い場合、各市町村での事務処理を前提に、都道府県・国や民間等による支援について検討が必要。
- 全国的な社会経済状況の変化や、全国や都道府県レベルでのサービス水準の考慮を要する事務については、国や都道府県の関与・支援により、一定の水準や均衡の確保とともに、市町村の負担軽減について検討が必要。

行政分野を超えた連携や地域の多様な主体との連携の必要性

- 行政分野を超えた連携や、地域の多様な主体との連携が必要なものについては、当該連携が各市町村の組織内又は区域内で求められるのか、市町村の組織・区域を超えるのか、事務処理の主体の検討の要素に。

デジタル技術の活用

リモートでの対応を可能にすることにより、遠隔での事務処理で、対面や実地対応と変わらない実施水準を確保することなどが考えられる。

情報共有・コミュニケーションの円滑化を図ることで、行政分野を超えた連携や地域の多様な主体との連携がしやすくなる。

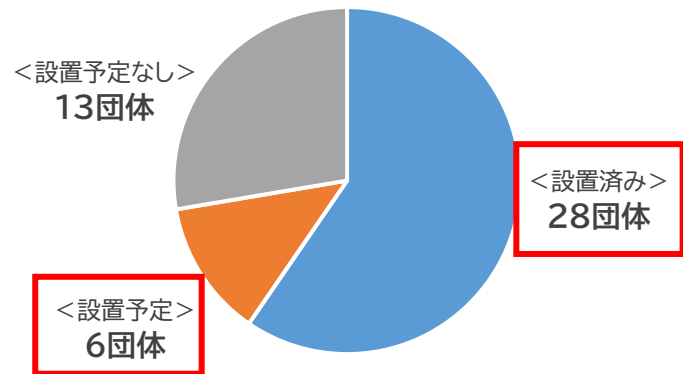
本日のおはなし

1. 「2040研究会」(2017－18)以降の取組と現在地
2. 「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」での議論
- 3. 各地域の取組事例**
4. 「第34次地方制度調査会」での議論
5. 地方の官公需における価格転嫁

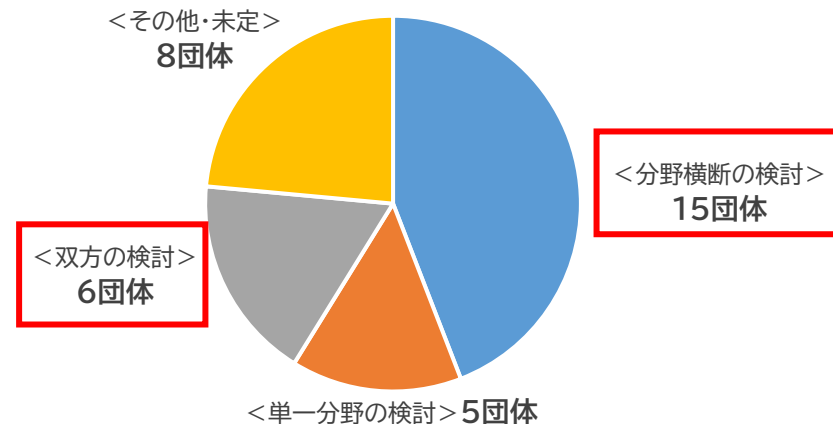
事務処理の持続可能性確保に向けた都道府県の取組状況(枠組みの設置)

- ① 検討を行う枠組みを設置している団体は**28**団体、今後設置予定の団体は**6**団体(令和7年10月1日時点)。
- ② 分野横断的な枠組みを設置している団体は**21**団体、単一分野の枠組みを設置している団体は**11**団体。(分野横断・単一双方の枠組みを設置する団体は6団体)
- ③ 重点的に検討を行う対応方策については、「**広域連携**」及び「**総合的な検討**」が多い傾向にあった。

① 枠組みの設置状況

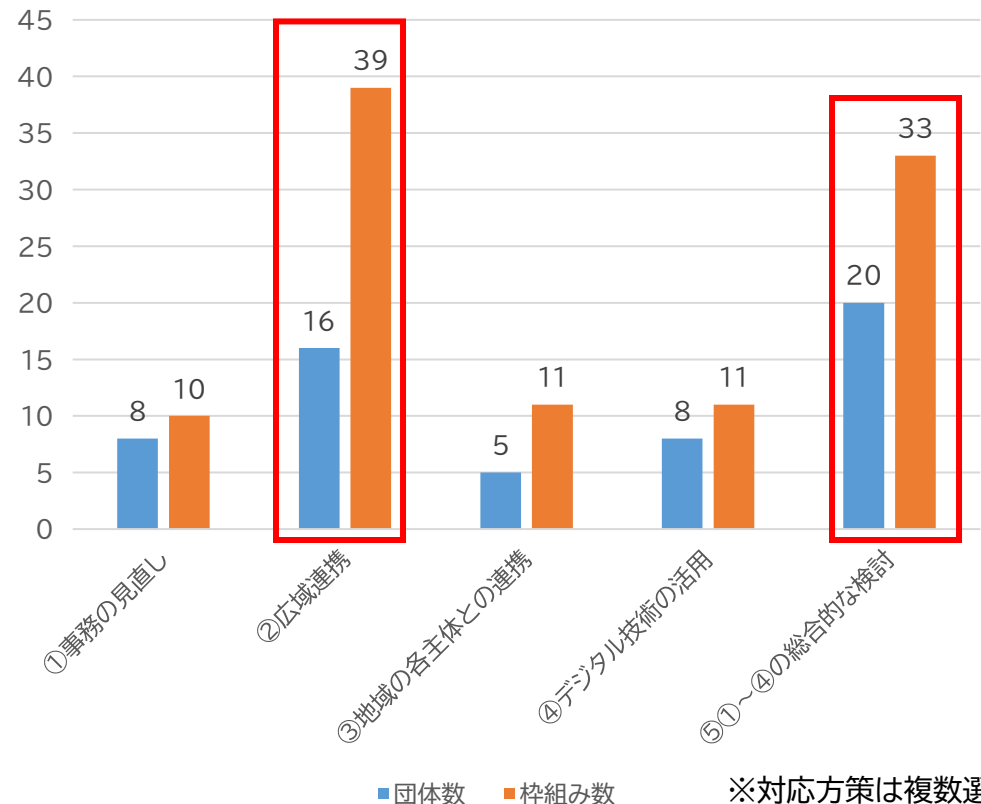


② 枠組みにおける検討の状況



③ (団体/件)

重点的に検討を行っている・行う予定の対応方策

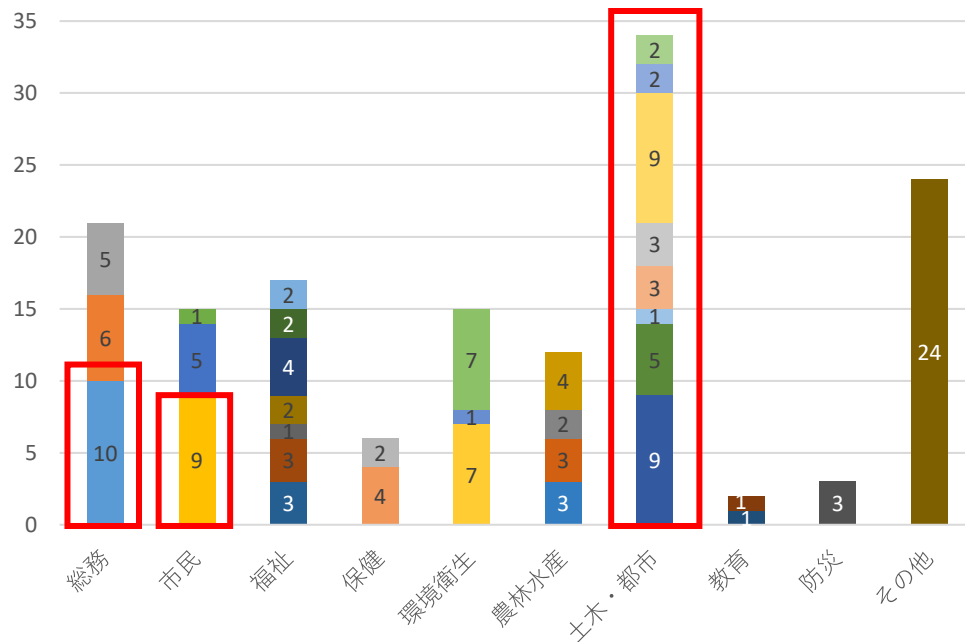


※対応方策は複数選択可

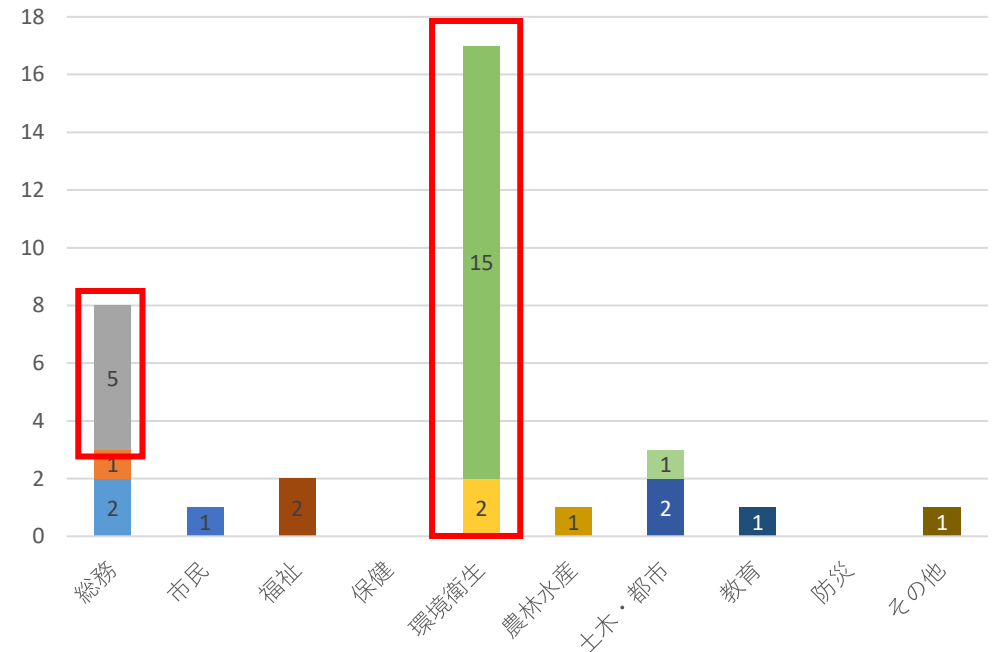
事務処理の持続可能性確保に向けた都道府県の取組状況(検討分野)

- 分野横断的な枠組みにおいては、「**土木・都市**」分野における「**道路**」及び「**都市計画**」、「**総務**」分野における「**人事・給与**」、「**市民**」分野における「**住民・戸籍**」を回答するものが多かった。
- 単一分野の枠組みにおいては、「**環境衛生**」分野における「**上下水道**」を回答するものが最も多く、このほか、「**総務**」分野における「**税務**」を回答するものも多かった。

分野横断的な枠組みにおける検討分野



単一分野を検討する枠組みにおける検討分野



(参考)分野の内訳

<総務>人事・給与(10)、財務・会計(6)、税務(5)
<市民>住民・戸籍(9)、消費生活相談(5)、男女共同参画(1)
<福祉>介護保険(3)、国民健康保険(3)、生活保護(1)、老人福祉(2)、母子保健(4)、障害者福祉(2)、子育て・保育(2)
<保健>保健指導・健康相談(4)、食品衛生(2)
<環境衛生>廃棄物処理(7)、地球温暖化対策(1)、上下水道(7)
<農林水産>農業・農地整備(3)、林業・森林整備(3)、漁業・漁港整備(2)、鳥獣被害対策(4)
<土木・都市>道路(9)、河川(5)、港湾(1)、公営住宅(3)、建築指導(3)、都市計画(9)、公園・緑地(2)、地域公共交通(2)
<教育>小中学校教育(1)、文化財保護(1)
<防災>危機管理・防災(3)
<その他>(24)

(参考)分野の内訳

<総務>人事・給与(2)、財務・会計(1)、税務(5)
<市民>消費生活相談(1)
<福祉>国民健康保険(2)
<環境衛生>廃棄物処理(2)、上下水道(15)
<農林水産>鳥獣被害対策(1)
<土木・都市>道路(2)、地域公共交通(1)
<教育>小中学校教育(1)
<その他>(1)

事務処理の持続可能性の確保に向けた取組の例(秋田県)

1. 検討の枠組み

「人口減少時代における持続可能な行政サービスの提供のあり方に関する有識者会議」

- 令和5年度に有識者会議を6回実施。
- これまでも県は市町村と研究会を開催して、市町村の補完支援や行政改革を積極的に実施してきたが、人口減少の更なる進展を踏まえ、市町村の事務も含めて、一体的に議論。
- 令和6年3月に秋田県知事に対し、提言書を手交。

【提言内容】

1. 持続可能な行政運営に向けた方策

- ①適正規模の行政運営
- ②市町村との一体的な連携
- ③人材の確保
- ④公共施設等の適正配置・機能更新等

2. 行政サービスを充実させるための方策

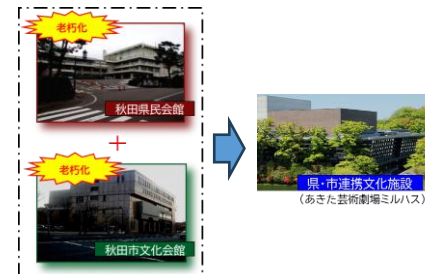
- ①公民連携の推進
- ②デジタル技術の活用

3. 今後の取組の進め方

- ①県民の理解の醸成
- ②地域における議論の場の設定
- ③機動的かつ柔軟な見直し等の推進

【市町村に対する補完支援の実施例】

- ・秋田県・秋田市の文化施設複合集約化 事業年度:(H29~R3年度)



- ・県による市町村道のパトロールと交換除雪
- ・下水道の広域化・共同化

等

2. 提言を踏まえた取組内容

地方税

○ 県・市町村の地方税業務の一体化から検討

- ・ 県と市町村の徴税コストのトータルの削減及び県と市町村の税務事務の更なる能力向上のため、地方税の課税事務等を県と市町村で一体的に行うことを議論(県税務課長+5市町の税務課長等)。令和7年12月に「地方税業務のあり方研究会報告書」を取りまとめ。

例) 複数市町村の固定資産税用の航空写真を県が共同撮影、県・市町村職員の相互併任による家屋評価の共同化等

他分野への展開の検討

- 令和7年10月 知事、有識者による県民フォーラムを開催
- 令和7年度末までに、県内3カ所で市町村との意見交換会を実施(首長級)。

例) 地域振興局(県内8局)の業務について、個々の業務の特性に応じた整理を行い、市町村との協働・連携を含めた今後の業務のあり方を検討。

例) あきた公共施設等総合管理計画の下、国・市町村等との共同設置や複合化等を検討。



事務処理の持続可能性の確保に向けた取組の例(福井県)

1. 検討の枠組み

「市町の業務改善に関する検討会」

- 令和7年6月公表の持続研報告書を受けた対応方針として、同年10月、県市町協働課と県内全17市町の課長補佐級で検討会を設置。
- 第1回検討会後に実施した「市町の業務に関する課題調査」において、市町からの回答を集約・分類して検討項目を選定。県・市町の関係課(実務職員)で構成されるワーキングチーム(WT)において、項目ごとに具体的な検討を進める。

2. 枠組みにおける検討状況

- 令和7年10月に全市町を対象に「市町の業務に関する課題調査」を実施。148項目の回答があり、うち5件を分権提案に提出。
- 県庁各部局、市町担当課、県市町協働課(事務局)で構成されるWTを設置。以下の4分野について具体的な検討を実施し、令和8年中にWTごとの対応案等を取りまとめ、全体の中間とりまとめを作成する予定。

○(市町の要望が多かった項目)、●(早期に検討の成果が見込まれる項目)

土地利用、農業・農地

構成員:県(農林水産部関係課)、市町(関係課)

【検討項目】

- 鳥獣被害対策の連携(県・市町共通のプラットフォーム構築など)
- 国土調査(地籍調査)の事務簡素化

医療・福祉

構成員:県(健康福祉部関係課)、市町(関係課)

【検討項目】

- 保育施設への給付事務の効率化(国のプラットフォーム活用など)
- 健康週間の事務簡素化(回答方法の見直し(都度報告→年度末一括報告))

教育・文化

構成員:県(教育庁)、市町(関係課)

【検討項目】

- 校務支援システムの活用(活用に向けたルール作りなど)
- 文科省調査の事務見直し(調査実施時期の見直しによる職員負担の軽減など)

総務・その他

構成員:県(防災安全部関係課、市町協働課)、市町(関係課)

【検討事項】

- 消費生活相談の連携(消費生活相談の広域化など)
- 事務のデジタル化(専門人材の確保・育成、事務の効率化など)

3. 今後のスケジュール

令和8年5月	6月～12月	12月頃
☆第3回検討会(5/28) ・県市町協働課、市町行革担当課出席(オンライン)	★WT(ワーキングチーム)(3回程度開催) ・県・市町担当課出席 ・「土地利用、農業・農地」、「医療・福祉」、「教育・文化」、「総務・その他」の4テーマ別に開催	☆第4回検討会 ・県市町協働課、市町行革担当課出席
【議題】 ・WT(ワーキングチーム)設置 ・WTに向けたアンケート調査 ・8年度とりまとめに向けたスケジュール	(1回目)現状・課題の共有、検討項目決定 (2回目)検討項目に対する改善方策の協議 (3回目)8年度とりまとめ案の決定 ※各検討会の8年度とりまとめ案を集約した全体のとりのまとめ案を作成	【議題案】 ・WTによる検討結果、課題、改善方策に関する中間取りまとめ案の決定 ・次年度の検討内容等

事務処理の持続可能性の確保に向けた取組の例(長野県)

1. 検討の枠組み

○ 県と市町村との協議の場

県と市町村のあり方や市町村に関係する県の施策等について知事と市町村長の代表者が協議する場として平成23年度に設置

・ 令和7年11月

県・市町村の連携・協働により優先的に連携策を検討すべき事務と連携検討のためのPT・WGの設置を決定

○ 木曽地域広域連携推進会議

平成28年度に設置。木曽地域内の町村、木曽広域連合及び長野県が、地域の特性を生かした広域連携のあり方や連携して取り組む施策・事業について検討。

・ 令和7年7月

新たな広域連携の具体化についての検討を実施

2. 枠組みにおける検討状況

県・市町村の行政体制最適化推進PT

【検討項目】

行政体制のあり方、県・市町村の役割分担

WG(公共インフラ・保健事業・専門的事務連携)

【検討項目】

- 公共インフラWG
…土木職員の確保・インフラ老朽化への対応
- 保健事業WG
…保健事業の効率的な運営
- 専門的事務連携WG
…法制執務等の専門的事務への対応

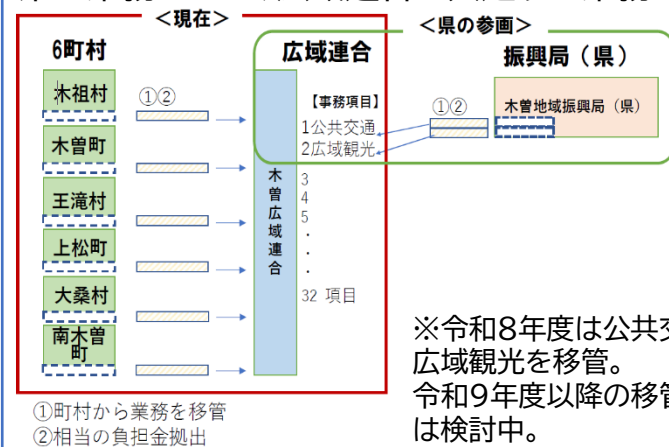
※具体的な中身を総務省市町村課モデル事業で検討

<開催実績>

- ・ 令和8年2月から6月にかけてPT及びWGを各2回開催

木曽地域広域連携推進会議

県の業務のうち、広域連合と共通する業務を移管。



※令和8年度は公共交通・広域観光を移管。令和9年度以降の移管業務は検討中。

3. 検討状況

- ・ 11月までに施策の方向性について取りまとめ、来年度以降具体的な施策を展開予定。現在庁内関係部局との間で調整中。
- ・ 木曽広域連合では広域観光や交通の分野に重点的に取り組む予定であり、今年度の取組を注視。
- ・ 県職員である広域連携推進幹が木曽広域連合職員を併任しており、市町村との連携を図る上で、現場で音頭を取る人材の重要性を感じている。他方、県全体がマンパワー不足の中で、適任者を確保することの困難さが課題となっている。

本日のおはなし

1. 「2040研究会」(2017－18)以降の取組と現在地
2. 「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」での議論
3. 各地域の取組事例
- 4. 「第34次地方制度調査会」での議論**
5. 地方の官公需における価格転嫁

地方制度調査会について

- 地方制度調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議する審議会であり、**令和8年1月19日に第34次地方制度調査会が立ち上げられ**、総理より以下の事項について諮問。
- 委員は、国会議員(6名)、地方6団体の代表(6名)及び学識経験者(18名)の計30名で構成されており、今後、**2年の任期の中で、諮問事項に対する対応方策について議論。**

諮問事項

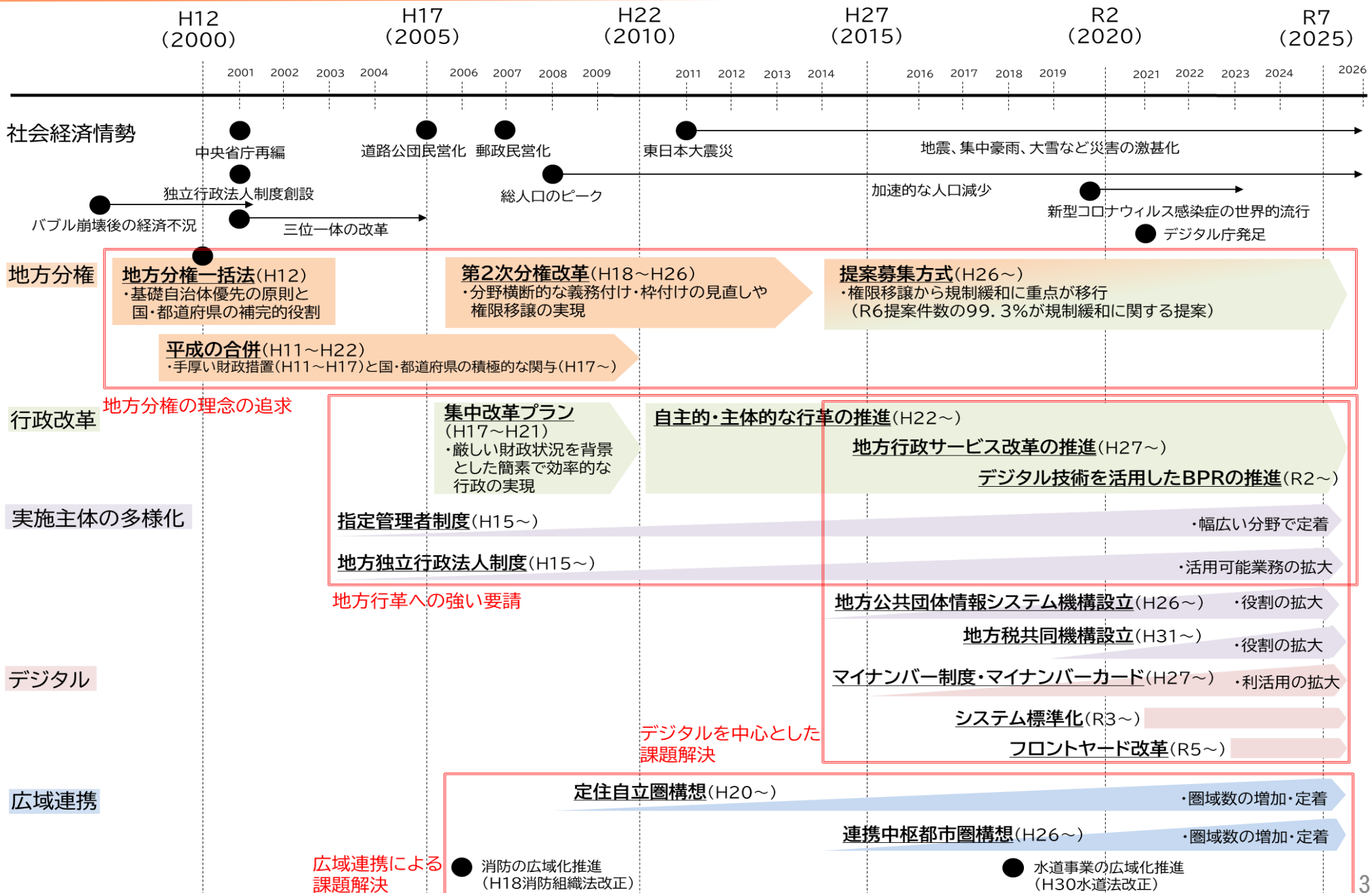
人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、**国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制**その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める。

これまでの審議状況

※専門小委員会は、学識経験者（１８名）で構成

	開催年月日	内容
第１回総会	令和８年１月１９日	○ 会長・副会長の選任、内閣総理大臣諮問文手交等
第１回専門小委員会	令和８年２月１８日	○ 自由討議
第２回専門小委員会	令和８年３月６日	○ 関係省庁（厚生労働省、国土交通省）及び有識者（高橋滋法政大学教授）からの意見聴取
第３回専門小委員会	令和８年３月３０日	○ 関係省庁（消費者庁）及び地方公共団体（長野県、沖縄県、秋田県大館市、青森県中泊町）からの意見聴取
第４回専門小委員会	令和８年４月１５日	○ 地方公共団体（関西広域連合、熊本県、神戸市）からの意見聴取
第５回専門小委員会	令和８年５月１３日	○ 審議項目案の議論
第２回総会	令和８年５月２０日	○ 審議項目の決定
第６回専門小委員会	令和８年６月１７日	○ 国・都道府県・市町村間の役割分担について
第７回専門小委員会	令和８年７月１５日	○ 大都市地域における行政体制について

地方分権改革以降の社会経済情勢の変化と地方行政を巡る主な取組について



国・都道府県・市町村の役割分担のあり方に関する検討の方向性(案)

地方分権改革の下での 役割分担の基本的なあり方

役割分担の原則

<市町村中心の完結的な業務執行>

- 「基礎自治体(=市町村)優先の原則」をこれまで以上に実現。基礎自治体に対しては積極的に事務や権限を移譲。

(第27次地財調答申(平成15年11月))

<国・都道府県の補完的な役割>

- 国は本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることが基本。

(地方自治法第1条の2第2項)

- 都道府県は、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないものについて、補完的に処理。

(地方自治法第2条第5項)

デジタル技術の活用

<情報システムの個別調達>

- 各団体が自らシステムを調達することを基本に、全国共通のインフラ(住基ネット、LGWAN等)が整備。

社会経済情勢の変化に対応して 進められてきた取組

<簡素で効率的な行政の要請等を背景とした実施主体の最適配分>

- NPMの台頭等を背景に、それまで一体的なものとして捉えてきた事務・権限を、一連の業務プロセスに着目して分割し、その一部を外部化する手法が定着。

・指定管理者制度の普及・定着 ・郵便局への委託可能事務の拡大
・地方独立行政法人の対象業務の拡大 等

- 全国的な対応等の要請を背景に、国による標準的な事務処理のあり方や基準の設定が拡大。

・個人情報保護制度の見直し ・自治体情報システムの標準化 等

- 安定的な財政運営等の観点から、事務の実施主体を市町村から都道府県単位に広域化。

・後期高齢者医療広域連合の設置
・国民健康保険の財政運営主体の都道府県化 等

- 住民との近接性が求められず、統一的な事務処理が可能なものについて、地方共同法人等により全国単位で広域化。

・地方公共団体情報システム機構(J-LIS) ・地方税共同機構 等

- 国や地方共同法人等が提供する共通基盤・共通機能を地方公共団体が共同で利用。

・マイナポータル ・eL-QR ・証明書等のコンビニ交付 等

これまでの取組から表出している 役割分担の見直し手法の傾向

<行政主体を通じたプロセスの最適化>

- 地方公共団体の業務を企画立案から管理執行までの一連のプロセスとして捉え、全体として効率化やサービス向上が図られるよう、各プロセスにおける実施主体を調整する取組が広く見られるようになっていく。

国・都道府県・市町村の役割分担のあり方に関する検討の方向性(案)

地方分権改革の下での 役割分担の基本的なあり方

主体間の連携

<法令上の事務・権限をベースとした共同処理制度>

- 地方自治法上の共同処理制度は選択肢の拡大が行われてきたが、既存の制度を中心に活用状況は概ね横ばい。

社会経済情勢の変化に対応して 進められてきた取組

<行政ニーズに応じた連携のあり方の多様化>

- 制度化された仕組み以外に、複数の地方公共団体が一体となって行政サービスを提供する協働的な手法が拡大。
 - ・県・市町村の橋梁の点検における県の包括発注
 - ・県と市町村の連携による公立病院再編 等
- 複数団体や複数分野のインフラを「群」として捉え、維持管理を効率的・効果的に行う取組が推進。
 - ・地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)
- 激甚災害の頻発化や技術職員の減少等を背景に、災害等の一定の場合における国等による代行制度が拡充。
 - ・港湾法の一部改正 等

これまでの取組から表出している 役割分担の見直し手法の傾向

<簡素で弾力的な連携手法>

- 典型的な共同処理制度以外の簡素で弾力的な連携の手法を指向する動きが見られている。

政策遂行プロセス

<地方の意見の反映>

- 地方自治に影響を及ぼす国の施策の立案過程に地方の意見を反映するための仕組みを整備。
 - ・地方六団体への事前情報提供制度
 - ・地方分権の提案募集方式の導入 等

<政策の立案・実施プロセスへの地方の参加>

- 国と地方で構成される協議会において、共通化するシステムの選定や進捗状況の管理を行う推進体制を構築。
 - ・国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針
- 住基ネット利用事務について、分権提案を契機とする地方公共団体との協議を通じて、分野横断的に見直し。
 - ・第15次分権一括法による住民基本台帳法の一部改正

<国・地方が協働した政策立案・実施>

- 政策の立案から実施の各段階で、国と地方が方針や進捗などを調整する仕組みへの期待が高まっている。

地方分権一括法(※)を踏まえた国と地方の役割分担について

※「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成11年法律第87号)(平成12年4月施行)

- 「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)の策定においては、その基本となる考え方として以下の2点が位置づけられている。
 - ①国と地方公共団体との間で**役割分担が適切かつ明確になされるべきこと**
 - ②地方公共団体の自主性及び自立性が確保され、十分に発揮されるべきこと
- この考え方を踏まえて**平成11年に成立した地方分権一括法**では、以下のとおり**国と地方公共団体が分担すべき役割の明確化**が図られ、「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係とされた。

- **地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うもの**とされ(地方自治法(以下「法」という。)法第1条の2①)、**地域における事務及び法令で定められたその他の事務を処理する**(法第2条②)。

※ 「総合的に実施する」とは、狭義の管理・執行のみならず、企画・立案、選択、調整、管理・執行などを一貫して行うという意味を持つものとされる(参考：第24次地方制度調査会「地方分権の推進に関する答申」)。

- 上記を達成するため、次のような国と地方公共団体の役割分担の在り方を定め、国はこれを基本として適切に役割分担するようにしなければならないとされている(自治法第1条の2②)。

- ・ **国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担う。**

(国が本来果たすべき役割として、次の3類型を例示)

- ① 国際社会における国家としての存立にかかわる事務(外交、防衛、通貨、司法など)
- ② 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務(私法秩序の形成等、公正取引の確保、生活保護基準、労働基準、地方公共団体の組織及び運営の基本など)
- ③ 全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施(公的年金、エネルギーに関する政策、宇宙開発、骨格的・基幹的交通基盤など)

(出典：佐藤文俊「逐条地方自治法」)

- ・ **住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねる。** ※ 都道府県と市町村の役割分担については次頁参照

- また、国は、地方公共団体に関する制度の策定や施策の実施に当たっては、地方公共団体の自主性・自立性が十分発揮されるようにしなければならないとされている(自治法第1条の2②)。

国・都道府県・市町村間の役割分担に関する地方自治法の規定

○ 地方自治法第1条の2(地方分権一括法で創設)では、**国と地方**の役割分担について以下のように規定している。

◎地方自治法(昭和22年法律第67号)(抄)

第一条の二 **地方公共団体は**、住民の福祉の増進を図ることを基本として、**地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。**

② **国は**、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、**全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担**するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

○ 地方自治法第2条(地方分権一括法で改正)では、**都道府県と市町村**の役割分担について以下のように規定している。

◎地方自治法(抄)

第二条 (略)

② 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

③ **市町村は、基礎的な地方公共団体として**、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、**一般的に、前項の事務を処理するものとする。**

④ **市町村は**、前項の規定にかかわらず、次項に規定する事務のうち、**その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適當でない**と認められるものについては、**当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。**

⑤ **都道府県は**、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、**広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適當でない**と認められるものを処理するものとする。

⑥～⑪ (略)

地方分権改革に関する提案募集の近年の動向

- 近年の分権提案では、**地方公共団体の事務を削減・統合するもの**や担い手を拡大するもの、デジタル技術を活用するものなど、**地方公共団体の業務の効率化や負担軽減に資する内容**となっているものが多く見られる。

【凡例】地方公共団体の事務処理の課題への対応方策

A.事務の削減・統合

B.担い手の拡大(民間活用・住民参加等)

C.生産性の向上(デジタル技術の活用等)

※ 主として市町村の事務処理の課題への対応方策となっているものについては、赤色下線を付している。

令和5年

重点募集テーマ

1. 連携・協働

- ① 里帰り出産における地方公共団体間の情報連携の仕組みの創設
- ② 妊産婦健康診査に係る手続等の見直し及び情報連携の仕組みの構築
- ③ 区域外の医療機関等受診時の地方単独医療費助成制度に関する現物給付を円滑に行うための実施方法の明確化

2. 地域の人材(担い手)確保

- ④ 幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格の特例等の延長
- ⑤ 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用
- ⑥ 地方公務員の休暇制度において、地域社会に貢献する活動に従事することを事由とする特別休暇を各地方公共団体の裁量により創設できることの明確化
- ⑦ 管理栄養士国家資格の受験資格の見直し

3. その他

- ⑧ 獣医師法に基づくオンラインによる届出の場合の都道府県経由事務の見直し
- ⑨ 公立学校施設整備費国庫負担事業における国庫債務負担行為の年限の見直し
- ⑩ 宅地建物取引業者の事業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の簡素化
- ⑪ 生産緑地法に基づく買取申出手続と公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出手続により重複している手続の合理化

令和6年

重点募集テーマ

○デジタル化

- ① 住基ネットの利用事務を大幅に拡大
- ② オンライン化等に伴う都道府県の經由事務の見直し
- ③ 自治体への申請手続のオンライン化
- ④ オンライン手数料納付(マイクロチップ情報登録・狂犬病予防登録)
- ⑤ 戸籍情報照会を郵送からオンライン化(戸籍電子証明書の活用)
- ⑥ 自治体情報システム標準化等のための基金の活用期限を検討
- ⑦ 条例公布時における首長の署名の方法に電子署名を追加

○その他

- ⑧ 民生委員等の選任要件の見直し(転出後も在任期間中は身分の継続が可能)・担い手確保策を推進
- ⑨ 公立大学法人の出資可能対象をベンチャーキャピタル等へ拡大
- ⑩ 児童手当の所得制限撤廃を踏まえ、所得確認を簡素化
- ⑪ 介護保険法の介護施設の届出を生活保護法の介護施設の届出とみなす

令和7年

重点募集テーマ

1. デジタル化による国民の利便性向上

- ① 事業者から地方公共団体への申請手続等のオンライン化(e-Govの活用)
- ② 公営住宅の家賃決定に係る収入申告書の省略
- ③ 地方債のデジタル証券方式での発行を可能に

2. 人口減少社会に柔軟に対応した地域づくり

- ④ 空家等管理活用支援法人に商工会議所等の指定を可能に
- ⑤ 公営住宅における建替えを伴わない団地集約の場合でも明渡請求を可能に
- ⑥ 土地利用の実情に即した市街化区域の設定を可能に

3. 自治体業務の簡素化・効率化

- ⑦ 經由事務の廃止及び經由調査の見直し
- ⑧ 都道府県による戸籍電子証明書等のオンラインでの公用請求を可能に
- ⑨ 行政書士試験に関する事務のうち委任できない事務を委任可能とし全ての試験事務を委任可能に
- ⑩ 介護・障害福祉サービス等報酬関連補助金に係る支払事務について都道府県から国民健康保険団体連合会への委任を可能に
- ⑪ 国への返還金に関する取扱いの見直し
- ⑫ 社会情勢を踏まえた事務の簡素化
- ⑬ 計画策定事務の見直し
- ⑭ 財産区議会(総会)設置条例について都道府県知事による提案に加え市区町村長等による提案も可能に

令和8年

重点募集テーマ

①事務処理方法の見直し

- <提案の視点の例>
- ・事務負担の軽減のための事務の廃止を求めるもの
 - ・国・地方間の連携や自治体間の連携の推進に資するもの
 - ・事務処理の広域化や法人への委託等による外部化を求めるもの

②デジタル化

- <提案の視点の例>
- ・行政手続のオンライン化に必要なシステム等の環境整備を求めるもの
 - ・行政手続のオンライン化にあわせて手続の廃止・効率化を求めるもの
 - ・国・地方デジタル共通基盤の整備・運用を進めるにあたり、業務・システムの共通化を求めるもの

③地域におけるサービスの維持・向上等

- <提案の視点の例>
- ・サービスの維持が困難な地域等における基準・手続の見直しを求めるもの
 - ・地域経済の活性化に資する規制緩和等を求めるもの
 - ・広域リージョン連携の推進に資するもの

国における事務自体や事務処理方法の見直しに係る取組の例

- 既存の法令等に係る**アナログ規制の見直し**や、国会提出予定法案に係る**デジタル原則への適合性の確認**など、国において、事務自体や事務処理方法の見直しに資する**法令を制定・改正しようとする際のルールや考え方**を定める取組が見られる。

既存法令等に係るアナログ規制の見直し

- 書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける**アナログ規制**について、**デジタル原則※**への適合性に照らした見直しを実施(**約8,000条項の見直し完了**(令和7年9月末時点))。

※ 構造改革のための**デジタル原則**:①デジタル完結・自動化原則、②アジャイルガバナンス原則、③官民連携原則、④相互運用性確保原則、⑤共通基盤利用原則(令和3年12月デジタル臨時行政調査会策定)

道路橋梁点検へのドローン活用

【千葉県君津市】

道路橋の定期点検は近接目視で実施する必要

【点検要領改訂】
(国土交通省)

道路橋点検にドローンを活用

- ドローン技術の活用により、**点検時間の短縮**や**事業者への委託費の削減**を実現
- 点検の際に行っていた交通規制が不要となり、住民の利便性向上を実現



農作物の作付確認への衛星画像活用

【福島県南相馬市】

作付面積の確認は目視での現地確認が前提

【通知改正】
(農林水産省)

作付面積の確認に衛星データを活用

- 現地確認の回数・対象面積が減少し、**調査員の負担軽減・効率化**に寄与
- 生育状況に応じた適切な時期における確認が可能となり、精度が向上



新規法令に係るデジタル法制審査

- 令和4年臨時会以降、**毎国会における各府省庁提出法案**について、デジタル庁は**新規法令のデジタル原則への適合性を事前審査する「デジタル法制審査」**を実施。

デジタル法制審査でチェックしている規定

- (1) 7項目の代表的なアナログ規制(目視、実地監査、定期検査・点検等)やフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定
- (2) 情報システムの整備が見込まれる行政手続を定める規定

(備考)デジタル庁HPをもとに事務局作成

過去の点検結果

(出典)デジタル庁HP

国会回次	提出 法案数	アナログ規制関係	
		該当法案数	該当条項数
R4臨時会(210)	22	3	23
R5常会(211)	60	27	99
R5臨時会(212)	12	3	20
R6常会(213)	62	27	79
R6臨時会(216)	9	0	0
R7常会(217)	59	30	140
R7臨時会(218)	10	1	1

地方公共団体における事務自体や事務処理方法の見直しに係る取組の例

○ 地方公共団体においても、**県と市町村や複数市区間で連携**して、独自に事務自体や事務処理方法の見直しに取り組む例が見られる。

高知県の取組 ～4Sプロジェクト～

県の事務のみならず、消防や国保といった市町村の事務も対象に、県内市町村を巻き込んで、人口減少下においても持続可能な行政サービスを実施できるよう、**4つのS(集合、伸長、縮小、創造)**の視点から事務のスリム化・効率化等を推進。

強力な関与が必要な取組については**予算編成や組織体制等、県の経営資源を重点的に投入**。

【期間】 2025年度から開始

【推進体制】 プロジェクト毎に設定

(例)消防広域化:高知県、県内34市町村長、高知県内消防本部等が参加する協議会で推進

1 4S重点プロジェクト

視点 プロジェクト名	集合 (スケールメリットを追求)	伸長 (真に必要なサービスを充実)	縮小 (「賢く縮小」)	創造 (「前例踏襲ではない新たな試み」)	担当 部局
消防広域化	●現行15消防本部を 全県1本部 に統合	●消火・救急・救助などの 現場力を強化	●総務部門、通信指令部門などの 共通する事務をスリム化し 、効率化	●県の消防防災航空センター及び消防学校もあわせて 統合する全国初の試み に挑戦	危機管理部
周産期医療体制の確保	●出生数や医師数の減少を踏まえ、各医療機関の ハイリスク・ローリスク機能を再編・集約 ●医療機関間の役割分担を明確化した上でネットワークを強化	●出産時の 安全性確保を最重点 に体制を構築 ●どこでも安心して受診できるようなシステムの県内統一や宿泊代助成等を実施	●ローリスク出産には助産師を中心とした「 院内助産システム 」を導入	●中長期的に ローリスク大規模分娩取扱施設 の整備を検討	健康政策部
県立高等学校の振興と再編	●生徒数の減少を踏まえ、都市部では 学校単位の再編 も含め、教科や部活動を選択できる規模の教育環境を確保	●中山間地域の 小規模校では、存続基準(学級数)を都市部より緩和 ●地域資源を生かしたカリキュラムや部活動など 学校の魅力化・特色化 を進め全国から生徒を集める	●定員充足率の低下を踏まえ、 総定員や学級数を縮減 ●定時制・通信制は実情を踏まえて集約 ● 遠隔教育 をさらに活用	●地元市町村等と協力し、学科・部活動で 全国初、日本一となる取組 に挑戦(新学科等の創設を含めて検討)	教育委員会
地域公共交通の確保	●路面電車と路線バスのあり方を一体的に検討 ● 並走区間の見直し などによる効率化	●路線バスの 幹線機能の維持・充実 ●当面5年間、路面電車は維持の方向(10年後に向け検討)	●路線バスの 支線部分は、オンデマンド交通、コミュニティバス等簡素な交通手段で代替 を検討	●とさでん交通の経営安定化に向け、 収益部門での積極的な設備投資や従業員の処遇改善等(全国初) の試みも含め具体策を検討	総合企画部
国保料水準の統一	●34市町村の国保料等を統一し、 保険財政の見直しを適宜安定化	●小規模市町村での 高額医療費の発生による保険料率引き上げを軽減 し、保険機能を強化 ●県内全域で同一所得の人は同一保険料とし 公平性を向上	●市町村が共同して重複投資などの無駄を省くことで 保険料率の上昇を抑制	●糖尿病や心臓疾患の重症化予防に向け、 全国初のプログラム確立 に挑戦	健康政策部

2 その他の4Sプロジェクト

項目	事業名
公共サービスの確保	水道の広域化、介護サービスの大規模化や協働化
地域産業の持続性の確保	農地を集約し次世代に引き継ぐ地域計画の推進、施業地の集約化等による林業生産活動の持続性の確保、漁協及び産地市場の集約
地域の維持・活性化	集落活動センターの推進、あったかふれあいセンター事業の推進、事前復興まちづくり計画の作成

(出典)R8.2 第2回高知県創造戦略推進委員会

町田市の取組 ～自治体間ベンチマーキング～

法定された基幹業務のうち、人的資源の投入量の多い分野(住基、税、国保、介護など)において、**自治体間で業務プロセス、パフォーマンス、コスト等を比較し、差異を見える化する**するとともに、自治体間で共通化できる**ベストプラクティスを検討し、業務を改善**。

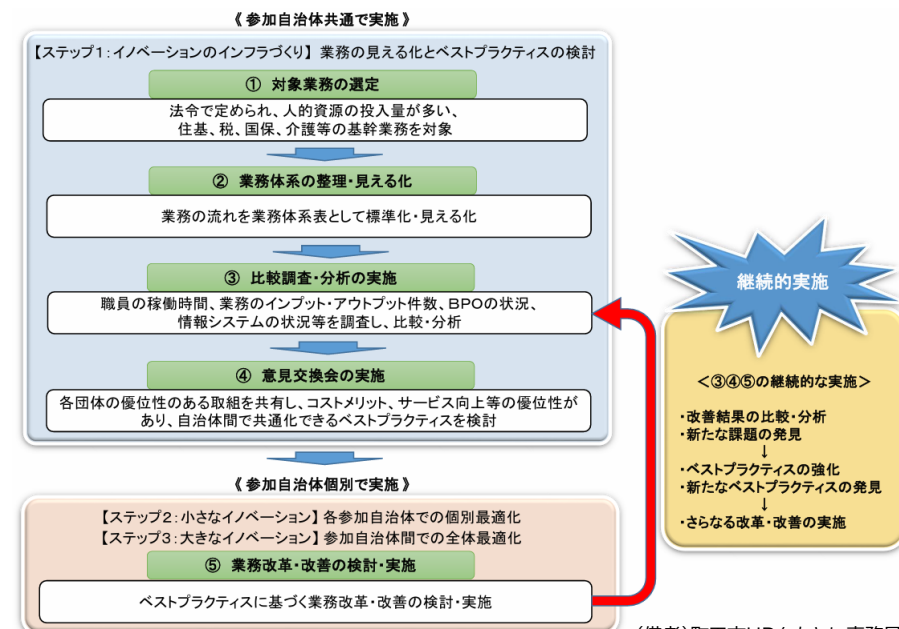
【期間】 2015年度～2021年度

【推進体制】 人口40万～60万程度の同規模自治体※の参加を得て、**比較調査分析・意見交換会を実施**。

※郡山市 市川市 船橋市 松戸市 江戸川区 八王子市 三鷹市 多摩市 藤沢市 厚木市

【取組の成果】

例 介護保険における負担限度額認定申請等の勧奨通知を廃止し、郵送件数及びコストを削減



(備考)町田市HPをもとに事務局作成

都道府県単位で事務进行处理することとしている例

- 後期高齢者医療制度では、財政運営の安定化や責任主体の明確化等の観点から、法改正により、**都道府県ごとに全市町村が加入する広域連合の設置が義務付け**られた。
- 市町村が資格管理や保険料の決定等の多様な業務を担う国民健康保険制度では、**国民健康保険団体連合会が都道府県単位で設立**され、診療報酬の審査支払業務等を担っている(**国保分野以外の業務も委託**を受け実施)。
- また、安定的な財政運営等の観点から、法改正により財政運営の責任主体が**都道府県**に変更された。

広域連合設置義務化（後期高齢者医療） - H18 老人保健法(現在の「高齢者の医療の確保に関する法律」)改正 -

- 高齢化の進行に伴い、高齢者の医療費増大が見込まれる中、**安定した財政運営**を行うことが必要な状況。
- 従来の老人保健制度は、独立した保険制度ではなく、被用者保険等の保険者に対して費用を拠出する仕組みとなっていたことから、**老人保健制度の運営主体である市町村と実質的な費用負担者が乖離**しており、制度運営の責任主体が市町村単位になっていることについての見直しの必要性等が指摘されていた。

- 後期高齢者についての独立した医療制度を創設して負担区分を明確にし、**都道府県の区域ごとに全ての市町村が加入する広域連合が必置化**された。

※ 平成19年3月30日までに、全都道府県において後期高齢者医療広域連合が設立。

⇒ 後期高齢者医療広域連合において保険料の徴収や、医療給付を実施

国民健康保険団体連合会

- 国民健康保険の**保険者(都道府県、市町村及び国民健康保険組合)**が共同して、国民健康保険事業の目的を達成するために必要な事業を行うことを目的として**都道府県単位で設立**。

国民健康保険分野の主な業務

- ・ 診療報酬の審査支払業務
- ・ 公費負担医療の審査等
- ・ 保険者事務の共同事業
- ・ 保健事業関係業務 等

- さらに連合会に対して、**国民健康保険分野以外の事務**も委託できるよう、順次、法改正が行われた。

国民健康保険分野以外の業務(例)

【後期高齢者医療】

- ・ 保険者事務共同電算処理
- ・ 第三者行為損害賠償求償事務
- ・ 後発医薬品利用差額通知コールセンター
- ・ 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業
- ・ 保険料の年金からの特別徴収経由機関業務

【介護保険】

- ・ 介護保険者事務共同電算処理
- ・ 第三者行為損害賠償求償事務
- ・ 介護サービス相談・苦情処理事業
- ・ 介護給付適正化対策事業
- ・ 保険料の年金からの特別徴収経由機関業務
- 【障害者総合支援】
- ・ 障害者総合支援市町村事務共同処理

主体の都道府県化（国保）

- H27 国民健康保険法改正 -

- 市町村国保は、財政運営が不安定になる**小規模保険者が多数存在し、一人当たり医療費・所得等において、それぞれの格差が大きく、安定的な財政運営や効率的な事業の実施等**が必要な状況。

- **都道府県が財政運営の責任主体**となり、市町村が納付する「国保事業納付金」の額を決定、保険給付に必要な費用を全額、市町村に支払うこととされた。
- また、都道府県内の統一的な運営方針である「国保運営方針」を示し、**市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進**することとされた。

都道府県と市町村の役割分担

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
・ 財政運営の責任主体	・ 国保事業費納付金を都道府県に納付 (市町村の国保、国保外保険)
・ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・ 資格を管理(被保険者証等の発行)
・ 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・ 標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・ 保険料の賦課・徴収
・ 保険給付費等交付金の市町村への支払い (市町村の国保、国保外保険)	・ 保険給付の決定、支給

(出典)厚生労働省ホームページ

(備考)各府省HP・「時の法令」をもとに事務局作成

法律において広域化の推進の役割を都道府県が担うこととした例

- 消防や水道事業など、従来市町村単位で行われてきた事務について、人材不足等により市町村単位での事務執行が困難になりつつあることを背景に、広域化によって効率的な事務処理を図るため、**都道府県が広域化の推進を担うことを明確化**した例がある。

都道府県の役割の明確化（消防）

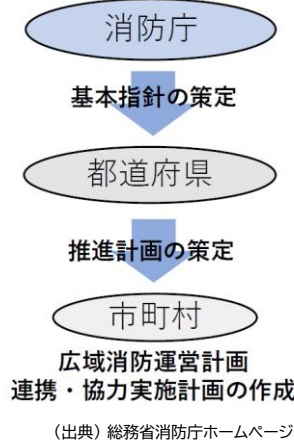
- H18 消防組織法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 災害の多様化、大規模化等の環境変化の中で、**特に小規模な消防本部においては、出動体制や消防車両・専門要員の確保等の限界が指摘**され、消防の広域化が推進されてきたが、管轄人口10万人未満の小規模消防本部が約6割を占めるなど、広域化が十分に進んでいないことが指摘されていた。
- 広域化が十分に進まなかった要因としては、広域化における都道府県の役割が法律上不明確であるとの指摘があった。

<手法>

- 市町村の消防の広域化を推進するための**都道府県の役割が明確化され、推進計画の策定、必要な調整・援助の実施等を行うこととされた。**



<制度改正後の状況>

- 広域化により消防本部の総数は、**811本部から720本部に減少**した(令和6年4月時点)。

都道府県の役割の明確化（上水道）

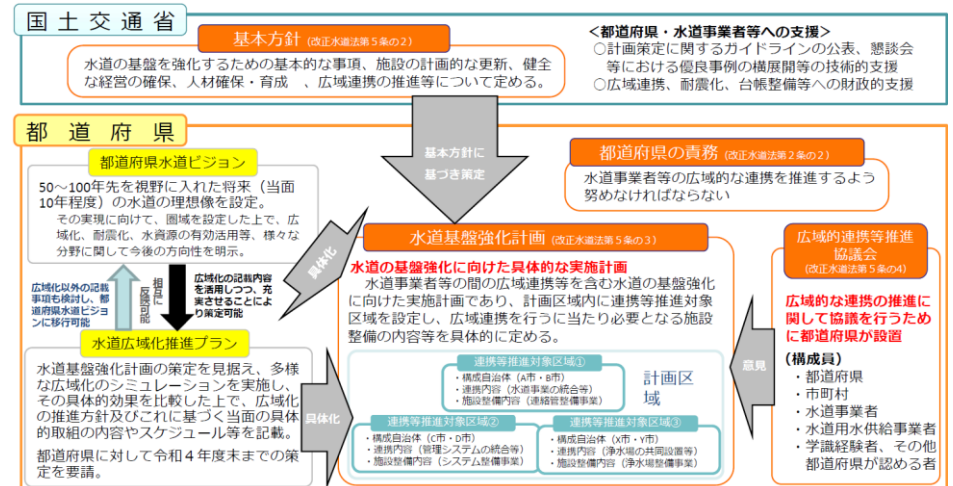
- H30 水道法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 水道事業は主に市町村単位で経営されており、**多くの事業が小規模(給水人口5万人未満の小規模事業者が7割弱)で経営基盤が脆弱**であり、職員数が大きく減少、水道施設の老朽化が進行し、耐震性も不足しているなどの課題が指摘されていた。

<手法>

- **都道府県を広域連携の推進役とすることが明確化され、水道基盤強化計画の策定、協議会の設置等を行うこととされた。**



(出典)国土交通省ホームページ

<制度改正後の状況>

- 水道基盤強化計画が策定済みの団体は、**3府県**(令和7年12月時点)。

地方共同法人等の活用

- 住民との近接性が求められず、かつ、全国で統一的な処理が可能なものについては、**地方公共団体が共同して運営する地方共同法人等**が業務を担っている例があり、その範囲も拡大傾向にある。

地方税共同機構(LTA)

法人形態

地方税法に基づき地方公共団体が共同して運営する地方共同法人

主な業務

- ・eLTAXを通じた地方税の納付

【利用件数・金額】

	納付件数(万件)	納付額(兆円)
R4	1,215	4.48
R5	8,193	11.95
R6	9,684	16.06

⇒令和8年9月から、地方税以外の公金の収納を開始

- ・自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)

【利用件数】 (万件(%))

	新車新規 サービス利用	継続検査 サービス利用
R4	137(56.1)	952(57.5)
R5	158(59.9)	1,031(64.1)
R6	173(64.8)	1,099(68.1)

(注)括弧内は全体件数に対するOSS利用割合

職員数

81名(令和7年7月時点)

予算規模

約179億円(令和7年度予算における事業費)

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)

法人形態

地方公共団体情報システム機構法に基づき国と地方公共団体が共同して運営する法人※

※ 令和3年の法改正により地方共同法人から転換

主な業務

- ・マイナンバーカードの発行
【保有枚数】1億221万枚(令和8年3月時点)
- ・全地方公共団体が接続するシステム(公的個人認証サービス、住基ネット、LGWAN)の運営
- ・証明書のコンビニ交付サービス
【導入団体数】1,383団体(1億1,940万人)(令和8年4月時点)
【コンビニ交付を利用した住民票の写し※の交付件数】

※住民票記載事項証明書を含む

年	R元	R2	R3	R4	R5	R6
万件 (%)	222 (3.4)	346 (5.6)	627 (10.3)	943 (15.6)	1,456 (26.2)	1,823 (33.7)

(注)下段の括弧内は窓口を含めた全交付数に対する割合

職員数

360名(令和8年4月時点)

予算規模

約3,777億円(令和8年度予算における事業費)

地方独立行政法人制度

- 地方公共団体において経営資源が制約される一方、行政需要が増加する中で、質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供するために、業務の性質に応じて民間委託や地方独立行政法人制度の活用等が進められてきた。

地方独立行政法人の概要

- 国における独立行政法人制度の整備等を踏まえて平成15年に地方独立行政法人制度を創設。地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施を確保できない事務・事業の効率的・効果的な実施が目的。
- 制度創設時は右図の①～⑤が対象業務であり、②について、平成19年に公立高等専門学校、平成28年に大学等の技術に関する研究の成果の活用を促進する事業を実施する者に対する出資業務を追加。
- また、⑥について、平成30年には、一部に審査や交付決定等の公権力の行使にわたる事務が含まれ、一連の事務の一括した民間委託等、効果的な委託が困難であった申請等関係業務（転入届、住民票の写しの交付請求の受理等のうち定型的なもの）を対象業務に追加。

対象業務

- | | |
|-------------------|--------|
| ① 試験研究 | (11法人) |
| ② 公立大学【H19, 28拡大】 | (85法人) |
| ③ 公営企業型 | (68法人) |
| ④ 社会福祉事業 | (1法人) |
| ⑤ 博物館、動物園 | (2法人) |
| ⑥ 申請等関係事務【H30追加】 | (2法人) |

※カッコ内は令和7年4月1日現在の法人数（計169法人）

申請等関連業務を行う地方独立行政法人

- 名 称：地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター
- 設立時期：令和4年10月1日
- 設立団体：大阪府泉佐野市
- 対象業務：主な実施業務は以下のとおり。

◆主な実施業務

住所異動、各種証明書発行、印鑑登録、税関係証明書発行、国民年金、おくやみ窓口、要介護認定要支援認定申請、児童手当、こども医療、上下水道減免申請、総合案内等

- 名 称：地方独立行政法人名護市行政事務機構
- 設立時期：令和6年8月1日
- 設立団体：沖縄県名護市
- 対象業務：主な実施業務は以下のとおり。

◆主な実施業務

住所異動、各種証明書発行、印鑑登録、税関係証明書発行、自動車臨時運行許可、個人番号カード、旅券、国民年金、おくやみ窓口等、電話交換、総合案内

※民間委託では細分化せざるを得なかった一連の事務を、地方独立行政法人が一括して実施することが可能となった。

地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)の推進

- インフラ分野では、技術系職員に限られる中でも、的確なインフラメンテナンスを確保するため、**複数自治体のインフラや複数分野のインフラを「群」として捉え**、効率的・効果的にマネジメントしていく「**地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)**」が推進されている。

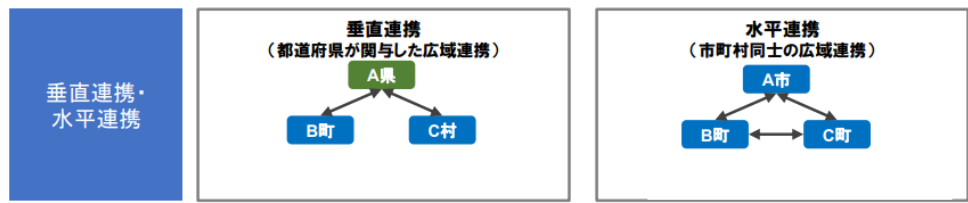
<包括民間委託と「群マネ」>

- ・インフラや施設の修繕・維持管理等の業務をまとめ、ノウハウのある事業者へ委託(**包括的民間委託**)。
 - ・群マネは、**複数自治体や複数分野のインフラ**を「群」として捉え、効率・効果的にマネジメントする考え方。
- ⇒ **従前の包括的民間委託の領域を越えた広域連携や多分野連携の取組が進められている。**

	単一分野のインフラ	多分野のインフラ
単独自治体	従前の 包括的民間委託 の領域	
複数自治体		新たな群マネの領域

○「群マネ」の類型

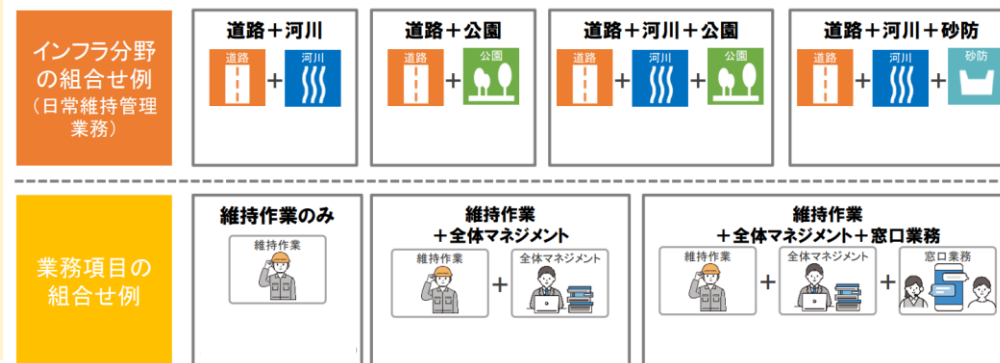
<広域連携の群マネ>



<事業者の束>



<他分野連携の群マネ>



<プロセスの束>

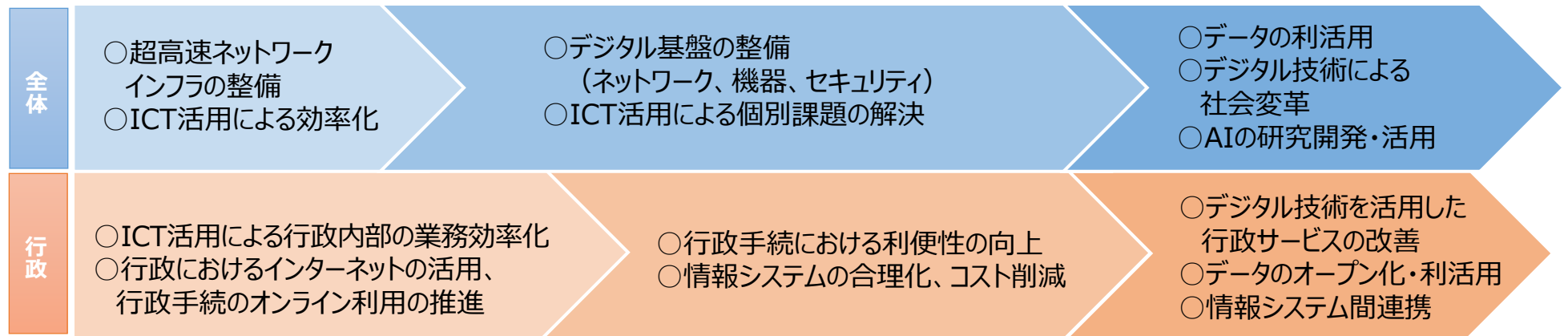


2000年以降のデジタル利活用の進展について

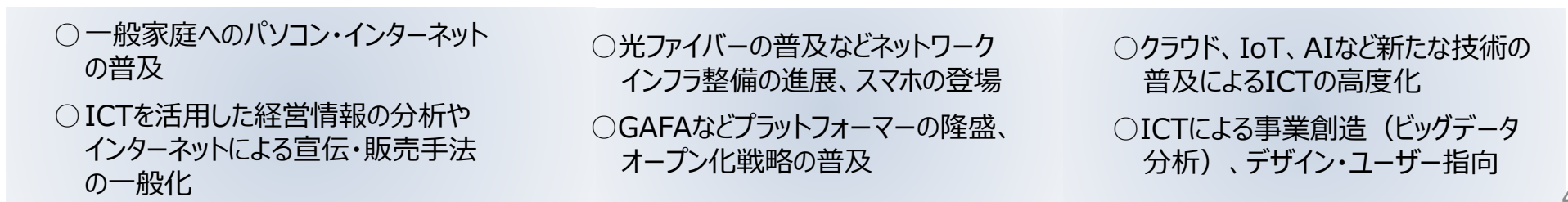
主な法改正



政府戦略の動向



背景・潮流



国と地方の意思疎通に係る主な制度について

- 地方自治法において、累次の改正を経て**各大臣による長・議長の全国的連合組織への事前情報提供制度**に係る規定が整備されてきたほか、平成23年に「**国と地方の協議の場**」を制度化し、国と地方の意思疎通の在り方を規定してきた。

関係法律の
公布年
平成5年

連合組織から内閣及び国会への意見提出制度の創設

議員提案により地方自治法が改正され、長・議長の全国的連合組織が内閣及び国会に意見を申し出又は意見書を提出することができる制度を規定。

平成11年

地方公共団体への義務付け等について内閣の回答義務化

地方分権一括法において、地方自治法に以下の規定(第263条の3第3項及び第4項)を追加。

- ・長・議長の全国的連合組織からの上記の「意見の申し出」に対する内閣の回答努力義務
- ・当該連合組織の意見が地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務づけると認められる国の施策に関するものであるときの**内閣の応答義務**

平成18年

各大臣による事前情報提供制度の創設

第28次地方制度調査会の答申を踏まえ、平成18年に地方自治法を改正し、「各大臣の情報の提供のための措置」(いわゆる「事前情報提供制度」)に係る規定(第263条の3第5項)を追加。

◆第28次地方制度調査会答申「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申について」(平成17年12月9日)
「…意見反映のための制度設計にあたっては…国と地方の意見交換を実質的に担保するためには、地方公共団体が、事後ではなく事前に法令の制定・改廃の案等の内容を知りうるようにすべきである。」

平成23年

国と地方の協議の場に関する法律の制定

上述の制度だけでは地方にとって成果が期し難いことから、進んで、「国と地方の協議の場」の制度化が地方の側から強く要請されるようになり、平成23年に国と地方の協議の場に関する法律(平成23年法律第38号)が成立。その後、この法律に基づき、国と地方の協議の場は適宜に開催されている。

国と地方の協議の場

内閣総理大臣が招集。以下の議員のほか、議員でない国務大臣、地方公共団体の長、議会の議長も、臨時に参加させることができる。

<国> 内閣官房長官、内閣府特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、内閣総理大臣が指定する国務大臣

<地方> 地方六団体代表(各1人)

個別の行政分野において国・地方間の意思疎通を図るための枠組みの例

- 「こども政策に関する国と地方の協議の場」(※)では、**関係府省と地方公共団体の代表者**が、こども政策全般に関して**定期的に意見交換**を行うなど、**個別の行政分野単位で国・地方間の意思疎通を図るための枠組み**が設けられている例がある。
- ※国と地方の協議の場に関する法律に基づく枠組みとは異なる任意のもの。

こども政策に関する国と地方の協議の場

(趣旨)

こども政策の検討にあたっては、国と地方が連携を強化し、車の両輪となって実施していくことが重要であるとの考えの下、**政府と地方三団体の長等との率直な意見交換**を行い、今後のこども施策の推進を図る場として**令和5年5月に設置。年2回程度開催**することとされている(令和8年6月現在、計7回開催)。

(構成)

以下の構成員を基本とし、**議題によって柔軟に対応**することとしている。

地方側

全国知事会長・次世代育成支援対策PTリーダー
全国市長会長・社会文教委員会委員長
全国町村会長・行政委員会委員長

国側

こども政策担当大臣
内閣府副大臣・大臣政務官
文部科学副大臣・大臣政務官
厚生労働副大臣・大臣政務官

議題の例

令和8年度第1回(令和8年4月30日)

- ・こどもまんなか実行計画2026に向けて
- ・こどもまんなか社会に向けた地域における取組について
- ・こどもの自殺対策について

令和7年度第2回(令和7年12月18日)

- ・令和8年度予算及び令和7年度補正予算について
- ・今後の若者施策について
- ・こども性暴力防止法の施行に向けた準備状況について

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針(概要)

- 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」(※)に基づく取組では、「**システムは共通化、政策は地方公共団体の創意工夫という最適化された行政**」を目指す姿と位置付け、国と地方3団体の代表者で構成される協議会において、共通化するシステムの対象候補を選定するなど、**国と地方公共団体が連携・協力した形で推進体制**が整備されている。
- ※令和6年6月21日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の一部として策定

1. 基本的な考え方

問題意識

急激な人口減少による担い手不足に対応するため、デジタル技術の活用による公共サービスの供給の効率化と利便性の向上が必要

目指す姿

- ① システムは共通化、政策は地方公共団体の創意工夫という最適化された行政
- ② 即時的なデータ取得により社会・経済の変化等に柔軟に対応。有事の際に状況把握等の支援を迅速に行うことができる強靱な行政
- ③ 規模の経済やコストの可視化及び調達の共同化を通じた負担の軽減により、国・地方を通じ、トータルコストが最小化された行政

【タテの改革】
各府省庁による
所管分野の国・
地方を通じた
BPRとデジタル
原則の徹底

【ヨコの改革】
DPIの整備・
利活用と
共通SaaS利用の
推進

2. 取組の方向性

共通化すべき業務・システムの基準

- ① 国民・住民のニーズ（利用者起点）に即しているか
- ② 効果の見込みがあるか
- ③ 実現可能性があるか

共通化は、国と地方の協力の枠組みの下で進め、原則として地方に義務付けを行うものでなく、地方の主体的な判断により行われるもの。

(a)喫緊の課題である20業務の標準化に引き続き注力し、(b)基準に合致するものは共通化を進め、(c)基準に合致しないものであっても都道府県の共同調達による横展開の推進等に取り組む

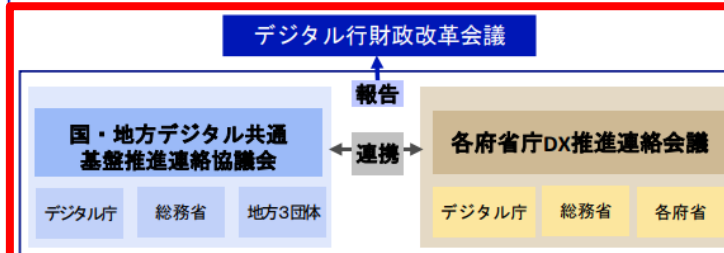
費用負担の基本的考え方

- i) 共通SaaS
 - ・ 国が共通化に関する調査、初期段階における実証、標準的な仕様書の作成等に要する費用を負担
 - ・ 地方公共団体が利用料等を負担することが原則
- ii) デジタル公共インフラ（DPI）
※認証基盤（マイナンバーカード等）、ベース・レジストリ等国が主導して開発・運用・保守を行うことが適当
- iii) 物理／仮想基盤（クラウド、ネットワーク）
 - ・ 原則として費用は整備主体が負担
 - ・ 利用者は、運用・保守費用等について応分の負担

デジタル人材の確保

- i) 共通SaaS・DPIの整備・活用のための体制の強化
デジタル庁を中心に、専門人材の確保や、各省と地方公共団体との調整を行う行政人材の配置を推進
- ii) 地方公共団体における人材確保
 - ・ 令和7年度中に、全ての都道府県で都道府県を中心に市町村と連携した地域DX推進体制を構築し、人材プール機能を確認
 - ・ 総務省において、都道府県間の連携も促進しながら、デジタル庁と連携し、支援を強化

3. 今後の推進体制



国・地方の連絡協議の枠組み

- ・ 「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会」を開催
- ・ 共通化の対象候補の選定や、制度所管府省庁が策定する共通化を推進するための方針の案への同意等を実施

各府省庁DXの推進の枠組み

- ・ 今後5年間でDXの「集中取組期間」とし、国側の推進体制として「各府省庁DX推進連絡会議」を開催
- ・ 国民の利用者体験の向上に資するDXの取組を「国・地方重点DXプロジェクト」として指定し、国・地方デジタル共通基盤に係る各府省庁の取組を支援

(備考)国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針(概要)を一部加工

本日のおはなし

1. 「2040研究会」(2017－18)以降の取組と現在地
2. 「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」での議論
3. 各地域の取組事例
4. 「第34次地方制度調査会」での議論
5. 地方の官公需における価格転嫁

官公需における価格転嫁の推進に関する閣議決定等

経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月21日閣議決定）抜粋

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

1. 「強い経済」の実現

（3）強い地域経済の構築

（賃上げ環境整備）

（略）

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進する。

日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定）抜粋

Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決

7. 賃上げ環境整備

（2）対応の方向性

③ 講ずべき施策パッケージ

ii) 「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」の実行等

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で定められている低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用などの措置について着実に取り組むとともに、このうち、特に取り組むべき措置が国等（地方支分部局、独立行政法人、国立大学法人を含む。）・地方公共団体において2027年度末までに100%実施されるよう、フォローアップを徹底するほか、労務費や原材料費、エネルギーコスト等の上昇を踏まえて官公需の単価・予算を見直す。（略）

地方公共団体が官公需の価格転嫁を進められるよう、物価上昇等を踏まえて地方財政計画の歳出を増額するとともに、地方公共団体の価格転嫁に関する取組状況について、普通交付税の算定に反映する。また、予算の積算及び執行における物価上昇等の反映状況を含めた価格転嫁の取組状況について、地方公共団体からの報告・状況共有等により継続的に把握するモニタリングの仕組みを構築する。その上で、その状況が芳しくない地方公共団体に対し個別に改善指導を実施し、改善が具体的に確認されるまでフォローアップを行うほか、改善事例の横展開を図る。（略）

価格交渉促進月間（2026年3月）フォローアップ調査結果について

- 政府においては、毎年3月・9月に「価格交渉促進月間」を実施し、この期間において実際に価格交渉、価格転嫁を発注者から実施してもらえたか、受注側の中小企業30万社へ調査を行い、その結果に基づき、労務費に係る価格転嫁の状況を公表。
- 当該調査においては、従前から調査対象となる発注者には国・地方公共団体も含まれていたが、官公需においても、適切な価格交渉、価格転嫁へ配慮することが求められていることに鑑み、令和6年9月調査からは、**調査対象となる発注者に国・地方公共団体も含む旨を明示した上で調査が実施されている。**
- 令和8年3月期の**官公需における価格転嫁率**（コスト上昇分のうち、契約額に反映された割合の回答の平均値）は、**48.4%**（前回52.1%）となり、**官公需における価格転嫁への対応が不十分な結果**となった。都道府県、市区町村ともに転嫁率は低下しており、価格転嫁の取組が必要。
- 更に、**令和8年9月期からは**、新たに「官公需における取引状況調査」として、**官公需に特化した調査に移行予定。**

組織区分・取引内容別結果

※ 独法等は、国立研究開発法人、国立大学法人等を含む。括弧内は前回2025年9月の結果。

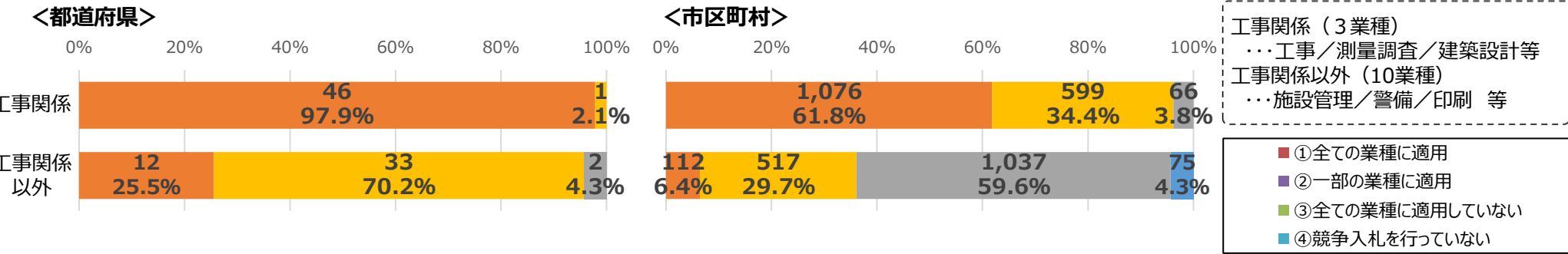
取引内容 組織区分		転嫁率（全体）	工事	役務	物品	件数
官公需全体		48.4% (52.1%)	48.7% (52.9%)	47.6% (48.5%)	48.9% (53.1%)	7,840 (7,193)
	国（府省庁）	57.8% (60.7%)	59.2% (66.5%)	58.0% (53.3%)	43.6% (45.9%)	504 (497)
	独法等※	53.8% (54.5%)	59.0% (69.7%)	50.2% (48.7%)	56.2% (55.3%)	278 (302)
	都道府県	50.6% (54.9%)	51.6% (54.8%)	50.2% (50.9%)	43.3% (61.5%)	2,380 (2,322)
	市区町村	45.7% (49.2%)	45.3% (49.7%)	45.0% (46.4%)	49.6% (49.9%)	4,678 (4,072)
件数		7,840 (7,193)	5,235 (5,100)	1,618 (1,325)	745 (657)	— —

（出典）令和8年6月26日 中小企業庁「価格交渉促進月間（2026年3月）フォローアップ調査結果」

地方の官公需における適切な価格転嫁に向けた取組状況の調査結果（概要）

- 自治体の発注における適切な価格転嫁に向けた取組状況を把握するため、**フォローアップ調査**（基準日：R8.4.1）を実施し、その結果を「見える化」して公表。調査結果を踏まえ、**取組状況を令和8年度の普通交付税の算定に反映**。
- 特に市区町村における対応が進んでいない。自治体における**価格転嫁への意識の低さは未だ改善されていない**と考えられ、今後、**説明会及び個別ヒアリングの実施により、個別に助言や改善要請を実施**する。

○ 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の適用状況



○ 民間委託・指定管理施設における物価高騰、賃金上昇等への対応状況

調査対象業務・施設		都道府県			指定都市			市区町村		
		客観的指標※1 ベースの 予算積算実施率	スライド 条項等導入率 ※2	契約額・指定 管理料の増加率 (R7→R8) ※3	客観的指標 ベースの 予算積算実施率	スライド 条項等導入率	契約額・指定 管理料の増加率 (R7→R8)	客観的指標 ベースの 予算積算実施率	スライド 条項等導入率	契約額・指定 管理料の増加率 (R7→R8)
民間委託	本庁舎清掃	91.5%	38.3%	8.7%	80.0%	30.0%	1.0%	49.3%	23.8%	5.1%
	本庁舎夜間警備	93.6%	40.4%	7.5%	84.2%	36.8%	7.1%	46.1%	22.8%	6.2%
	一般ごみ収集	—	—	—	95.0%	35.0%	4.4%	64.2%	23.6%	4.2%
	学校給食	67.4%	34.8%	5.3%	90.0%	50.0%	5.1%	53.8%	27.6%	5.2%
指定管理	スポーツ施設	83.0%	61.7%	3.4%	85.0%	65.0%	4.3%	51.4%	40.9%	4.1%
	文化会館	83.7%	60.5%	3.8%	85.0%	60.0%	2.8%	58.7%	41.7%	3.4%
	福祉・保健センター	86.5%	67.6%	6.6%	95.0%	60.0%	5.3%	53.8%	39.1%	4.0%

※1 消費者物価指数・最低賃金・企業物価指数など
（参考 消費者物価指数（総合指数・2025年平均）の上昇率 前年比3.2% / 最低賃金（令和7年度全国加重平均）の上昇率 前年度比6.3%）

※2 内部向けマニュアル等で物価上昇の際に、事業者と協議して増額する旨を定めている場合などを含む。

※3 単純平均による増加率

島根県の回答状況（低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入・適用状況）

※「適用率」は、競争入札を実施している業種のうち、制度を適用している業種の割合

※①～⑬の業種の記載例：導入・適用あり…「○」、導入・適用なし…「×」、競争入札を行っていない…「－」

団体コード	都道府県名	市区町村名	適用率	全業種（13業種）への適用状況	工事業種（3業種）への適用率	工事業種（3業種）への適用状況	① 工事に係る契約	② 測量・土木関係調査に係る契約（交通量調査等を含む）	③ 建築設計・土木設計・設備設計に係る契約	工事以外の業種（10業種）への適用率	工事以外の業種（10業種）の適用状況	④ 製造に係る契約	⑤ 生活路線バス・通学バス等の運行に係る契約	⑥ コンピュータ等のサービス（設計、開発、運用等）に係る契約	⑦ 医療関係検査・調査（検体検査、職員検診等）に係る契約	⑧ 道路・公園等の維持管理に係る契約（街路樹剪定・除草・伐採等）に係る契約	⑨ 施設管理（清掃、ビルメンテナンス業務等）に係る契約	⑩ 警備に係る契約	⑪ 廃棄物処理に係る契約	⑫ 給食の提供に係る契約	⑬ 印刷物等の作成に係る契約
32201	島根県	松江市	38.5%	5/13	100.0%	3/3	○	○	○	20.0%	2/10	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×
32202	島根県	浜田市	38.5%	5/13	100.0%	3/3	○	○	○	20.0%	2/10	×	○	×	×	×	○	×	×	×	×
32203	島根県	出雲市	23.1%	3/13	100.0%	3/3	○	○	○	0.0%	0/10	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
32204	島根県	益田市	23.1%	3/13	100.0%	3/3	○	○	○	0.0%	0/10	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
32205	島根県	大田市	30.8%	4/13	100.0%	3/3	○	○	○	10.0%	1/10	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×
32206	島根県	安来市	23.1%	3/13	100.0%	3/3	○	○	○	0.0%	0/10	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
32207	島根県	江津市	15.4%	2/13	33.3%	1/3	○	×	×	10.0%	1/10	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
32209	島根県	雲南市	23.1%	3/13	100.0%	3/3	○	○	○	0.0%	0/10	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
32343	島根県	奥出雲町	25.0%	3/12	100.0%	3/3	○	○	○	0.0%	0/9	×	-	×	×	×	×	×	×	×	×
32386	島根県	飯南町	25.0%	1/4	33.3%	1/3	○	×	×	0.0%	0/1	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32441	島根県	川本町	50.0%	3/6	100.0%	3/3	○	○	○	0.0%	0/3	×	-	×	-	×	-	-	-	-	-
32448	島根県	美郷町	33.3%	1/3	33.3%	1/3	○	×	×	-	0/0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32449	島根県	邑南町	8.3%	1/12	33.3%	1/3	○	×	×	0.0%	0/9	×	×	×	×	×	×	×	-	-	×
32501	島根県	津和野町	66.7%	4/6	100.0%	3/3	○	○	○	33.3%	1/3	-	×	-	-	○	-	-	×	-	-
32505	島根県	吉賀町	80.0%	4/5	100.0%	3/3	○	○	○	50.0%	1/2	×	-	-	-	○	-	-	-	-	-
32525	島根県	海士町	33.3%	1/3	33.3%	1/3	○	×	×	-	0/0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32526	島根県	西ノ島町	100.0%	8/8	100.0%	3/3	○	○	○	100.0%	5/5	-	○	○	-	○	-	-	○	-	○
32527	島根県	知夫村	33.3%	1/3	33.3%	1/3	○	×	×	-	0/0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32528	島根県	隠岐の島町	15.4%	2/13	33.3%	1/3	○	×	×	10.0%	1/10	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×

※他の都道府県の状況も以下のホームページから確認できます。

参照：総務省ホームページ 「地方公共団体の官公需における価格転嫁」低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に係る調査について

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/190832.html

島根県内の回答状況（民間委託）

物価高騰、賃金上昇等への対応状況に係るフォローアップ調査結果【都道府県別】

- ・・・増加率が下位10団体
- ・・・増加率が全国平均未満の団体

自治体 コード	都道府県名	市区町村名	民間委託															
			①本庁舎の清掃				②本庁舎の夜間警備				③一般ごみ収集				④学校給食（調理・運搬）			
			(a) 該当の有無	(b) 国等が示す客観的な指標を踏まえた単価を参考にした予算積算を実施しているか。*1	(c) スライド条項等により契約内容において期中の物価高騰の影響を適切に反映する仕組みを導入しているか。*2	増加率 (R7⇒R8) *3	(a) 該当の有無	(b) 国等が示す客観的な指標を踏まえた単価を参考にした予算積算を実施しているか。	(c) スライド条項等により契約内容において期中の物価高騰の影響を適切に反映する仕組みを導入しているか。	増加率 (R7⇒R8)	(a) 該当の有無	(b) 国等が示す客観的な指標を踏まえた単価を参考にした予算積算を実施しているか。	(c) スライド条項等により契約内容において期中の物価高騰の影響を適切に反映する仕組みを導入しているか。	増加率 (R7⇒R8)	(a) 該当の有無	(b) 国等が示す客観的な指標を踏まえた単価を参考にした予算積算を実施しているか。	(c) スライド条項等により契約内容において期中の物価高騰の影響を適切に反映する仕組みを導入しているか。	増加率 (R7⇒R8)
322016	島根県	松江市	有	○	×	-	無			-	有	○	×	0.0%	有	×	×	3.1%
322024	島根県	浜田市	有	○	×	8.8%	無			-	有	○	○	3.5%	有	×	×	1.9%
322032	島根県	出雲市	有	○	×	10.0%	無			-	有	○	×	9.1%	有	○	×	2.3%
322041	島根県	益田市	有	○	×	0.0%	有	○	×	0.9%	有	○	×	-	有	○	○	5.0%
322059	島根県	大田市	有	×	×	6.8%	無			-	有	○	×	0.2%	有	×	×	0.0%
322067	島根県	安来市	有	×	×	2.0%	有	×	×	7.5%	有	×	×	5.2%	有	×	×	0.0%
322075	島根県	江津市	有	×	×	0.0%	有	×	×	20.0%	有	○	×	8.9%	有	○	×	8.4%
322091	島根県	雲南市	有	○	○	3.6%	有	○	○	10.1%	有	○	○	7.3%	有	○	○	0.2%
323438	島根県	奥出雲町	有	×	×	-	有	×	×	41.2%	有	×	×	15.7%	無			-
323861	島根県	飯南町	有	○	○	4.8%	無			-	無			-	無			-
324418	島根県	川本町	無			-	有	○	×	1.7%	有	×	○	-	有	○	×	7.7%
324485	島根県	美郷町	無			-	有	○	×	18.3%	有	×	○	0.7%	有	×	×	4.0%
324493	島根県	邑南町	有	×	○	0.0%	有	×	○	26.0%	有	×	○	1.1%	無			-
325015	島根県	津和野町	無			-	無			-	有	×	×	0.0%	有	×	×	5.7%
325058	島根県	吉賀町	有	×	×	37.4%	無			-	有	○	×	16.8%	有	×	×	0.1%
325252	島根県	海士町	無			-	無			-	無			-	無			-
325261	島根県	西ノ島町	有	×	×	0.0%	無			-	有	×	○	16.2%	無			-
325279	島根県	知夫村	有	○	○	0.0%	無			-	無			-	無			-
325287	島根県	隠岐の島町	有	○	○	8.7%	無			-	有	×	×	0.0%	有	○	○	16.7%
合計・平均			15	8	5	5.9%	8	4	2	14.3%	16	8	6	3.9%	13	6	3	3.0%

<注> 該当がない、該当があっても物価高騰以外の要因が契約額又は指定管理料に大きく影響しているなど、増加率が計算出来ない場合に「-」を表示。

* 1 消費者物価指数・最低賃金・企業物価指数など

* 2 内部向けマニュアル等で物価上昇の際に、事業者と協議して増額する旨を定めている場合などを含む。

* 3 単純平均による増加率

参照：総務省ホームページ 「地方公共団体の官公需における価格転嫁」低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に係る調査について
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/190832.html

島根県内の回答状況（指定管理）

物価高騰、賃金上昇等への対応状況に係るフォローアップ調査結果【都道府県別】

	・・・増加率が下位10団体
	・・・増加率が全国平均未満の団体

自治体 コード	都道府県名	市区町村名	指定管理者制度											
			①スポーツ施設				②文化会館				③福祉・保健センター			
			(a) 該当の有無	(b) 国等が示す 客観的な指 標を踏まえ た単価を参 考にした予 算積算を実 施している か。	(c) スライド条 項等により 契約内容に おいて期中 の物価高騰 の影響を適 切に反映す る仕組みを 導入してい るか。	増加率 (R7⇒R8)	(a) 該当の有無	(b) 国等が示す 客観的な指 標を踏まえ た単価を参 考にした予 算積算を実 施している か。	(c) スライド条 項等により 契約内容に おいて期中 の物価高騰 の影響を適 切に反映す る仕組みを 導入してい るか。	増加率 (R7⇒R8)	(a) 該当の有無	(b) 国等が示す 客観的な指 標を踏まえ た単価を参 考にした予 算積算を実 施している か。	(c) スライド条 項等により 契約内容に おいて期中 の物価高騰 の影響を適 切に反映す る仕組みを 導入してい るか。	増加率 (R7⇒R8)
322016	島根県	松江市	有	○	○	-2.5%	有	○	○	2.7%	有	○	○	8.8%
322024	島根県	浜田市	有	○	○	0.2%	有	○	○	-3.7%	有	○	○	0.8%
322032	島根県	出雲市	有	○	×	1.3%	有	○	×	13.3%	有	○	×	-3.2%
322041	島根県	益田市	有	×	×	0.0%	無			-	有	○	×	0.3%
322059	島根県	大田市	有	×	×	0.0%	有	○	○	0.0%	無			-
322067	島根県	安来市	有	×	×	0.3%	有	×	×	6.0%	有	×	×	0.0%
322075	島根県	江津市	有	×	○	1.5%	有	×	○	8.5%	無			-
322091	島根県	雲南市	有	×	×	0.0%	有	×	×	0.0%	有	×	×	0.0%
323438	島根県	奥出雲町	有	×	×	0.0%	無			-	無			-
323861	島根県	飯南町	無			-	無			-	無			-
324418	島根県	川本町	有	×	×	-	無			-	有	○	×	-18.5%
324485	島根県	美郷町	有	×	×	0.0%	無			-	無			-
324493	島根県	邑南町	有	○	×	18.1%	無			-	有	×	○	13.2%
325015	島根県	津和野町	無			-	無			-	有	×	×	0.0%
325058	島根県	吉賀町	有	×	×	0.0%	無			-	有	×	×	0.0%
325252	島根県	海士町	無			-	無			-	有	×	×	-5.4%
325261	島根県	西ノ島町	有	×	○	0.0%	無			-	無			-
325279	島根県	知夫村	無			-	無			-	無			-
325287	島根県	隠岐の島町	有	○	○	7.9%	有	○	○	24.1%	無			-
合計・平均			15	5	5	0.3%	8	5	5	5.4%	11	5	3	2.3%

<注> 該当がない、該当があっても物価高騰以外の要因が契約額又は指定管理料に大きく影響しているなど、増加率が計算出来ない場合に「-」を表示。

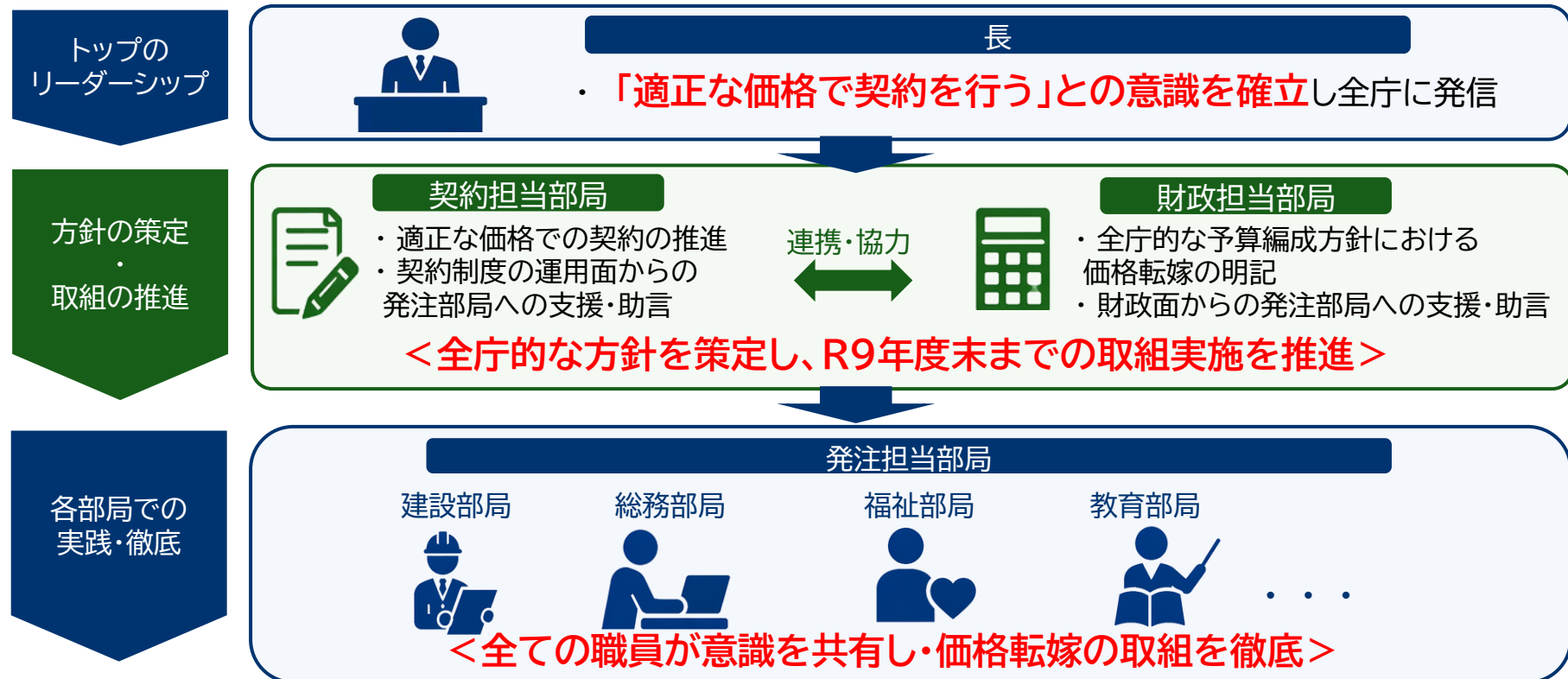
- * 1 消費者物価指数・最低賃金・企業物価指数など
- * 2 内部向けマニュアル等で物価上昇の際に、事業者と協議して増額する旨を定めている場合などを含む。
- * 3 単純平均による増加率

参照：総務省ホームページ 「地方公共団体の官公需における価格転嫁」低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に係る調査について
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/190832.html

適切な価格転嫁に向けた今後の取組について①

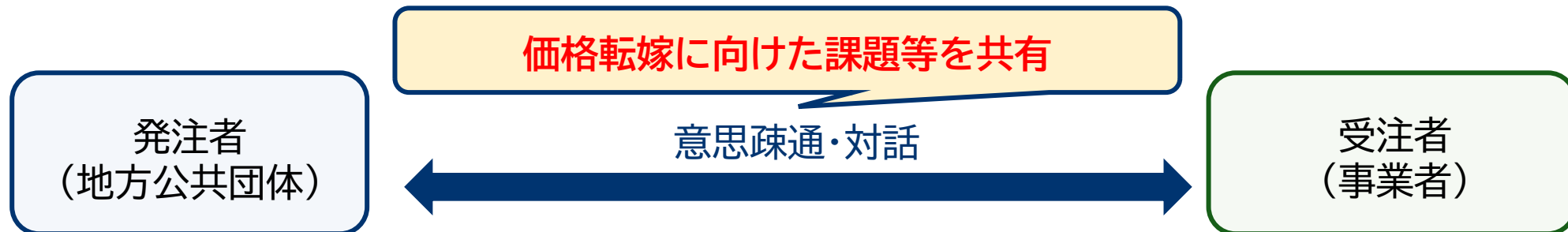
- 価格転嫁への取組は、実際に発注を行う担当部局などのすべての職員が、「安ければ良い」ではなく、「適正な価格で契約を行う」という意識を確立し、全庁的な対応を行う必要がある。
- このため、契約担当部局・財政担当部局等の主導により、全庁的な対応方針を作成し、令和9年度までの取組実施を推進していただきたい。

<全庁的な対応として取り組むイメージ>



適切な価格転嫁に向けた今後の取組について②

- 議会も、予算・決算（予算執行）において、価格転嫁の取組が適切に行われているか等についてのチェック機能を果たすことが重要である。このため、議会事務局においても、価格転嫁への取組をチェックする対応を強化していただきたい。
- また、発注者である地方公共団体は、受注者である事業者の直接の声も把握することにより、自ら改善につなげることも重要である。
- 発注担当者は、適切な価格転嫁の取組に向けて、事業者との間で意思疎通を図っていただきたい。今後の発注において、予算積算や予定価格の作成の参考となる見積書を徴取する際には、過去実績や既存予算の制約等に囚われることなく、実勢価格等を踏まえたものとしていただきたい。



ご清聴ありがとうございました